

令和 7 年度 兵庫県社会福祉政策への提言

令和 6 年 9 月

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会

令和7年度 兵庫県の社会福祉政策への提言にあたって

人口減少・少子高齢化に加え、世帯の単身化も相まって、地域社会においては地域生活課題がますます複雑化・深刻化し、社会的孤立や格差により「8050問題」や「ダブルケア」「ヤングケアラー」等の課題も顕在化しています。

コロナ禍での特例貸付では、県内の社会福祉協議会で20万件、800億円を超える貸付を行い、借受人を含む困窮者支援の体制強化として全ての市区町社協に「ほっとかへんネットワーク」を配置しましたが、物価高騰等の影響により、課題は深刻化しています。

福祉現場においては人材不足がますます深刻化し、兵庫県では介護人材の必要数を2040年に11.2万人と推計していますが、他業種との賃金格差が広がる中、その確保はこれまで以上に困難となっています。また、物価高騰の影響により福祉サービス事業を取り巻く経営課題も深刻さを増しています。

兵庫県では、令和6年3月に第5期「兵庫県地域福祉支援計画」を策定し、その目標を「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご」としており、誰も取り残されない地域づくりを官民協働により推進していくことが求められています。

「令和6年能登半島地震」では、石川県能登半島を中心に甚大な被害が発生し、懸命な復旧・復興活動が続いています。折しも令和7年1月には、阪神・淡路大震災から30年を迎え、本県における大規模災害に備えた取組を進めていくことが重要です。

本提言は、本会の構成員である市町社協や社会福祉法人・施設等、幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、福祉現場の課題等を踏まえた切実な提言です。兵庫県の福祉施策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割を発揮するため、「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」を基本目標に、県内の様々な主体と連携・協働して施策を推進してまいりますと存じますので、引き続きご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月

兵庫県知事 様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 会長

目次

重点提言

重点提言Ⅰ

福祉人材の確保に向けた施策のさらなる充実強化 ……1

重点提言Ⅱ

物価高騰の時代における福祉サービス・事業が継続できる施策の強化 ……5

重点提言Ⅲ

誰も取り残されない 防災・災害支援体制の強化 ……7

福祉関係団体からの提言・要望

市町社協活動推進協議会（13） ……9

兵庫県社会福祉協議会（14） ……15

兵庫県社会福祉法人経営者協議会（4） ……22

高齢者福祉団体 ……24

兵庫県老人福祉事業協会(2)
兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会(2)
兵庫県ホームヘルプ事業者協議会(2)

障害者福祉団体 ……27

兵庫県身体障害者支援施設協議会(2)
兵庫県知的障害者施設協会(6)
兵庫県身体障害者福祉協会(5)
兵庫県手をつなぐ育成会(3)
兵庫県視覚障害者福祉協会(5)
兵庫県精神福祉家族会連合会(3)
兵庫県社会就労センター協議会(4)
きょうされん兵庫支部(5)

児童福祉団体 ……37

兵庫県保育協会(3)
兵庫県児童養護連絡協議会(2)
兵庫県母子生活支援施設協議会(3)
兵庫県乳児院連盟(2)

その他の福祉関係団体 ……41

兵庫県更生施設連盟(2)
ひょうごセルフヘルプ支援センター(2)
兵庫県社会福祉士会(2)
兵庫県介護福祉士会(5)

重点提言 I

福祉人材の確保に向けた施策のさらなる充実強化

県内の有効求人倍率をみると、福祉・介護分野の有効求人倍率は県内全業種に比べて約3倍、うち介護分野のみでは約4倍近い格差が生じています。また、10年前よりも状況は悪化しており、人材不足が慢性化していることがうかがえます。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口は大きく減少することが見込まれる中、人材確保は、福祉・介護分野全体において喫緊の重要課題となっています。

については、次の点について提言します。

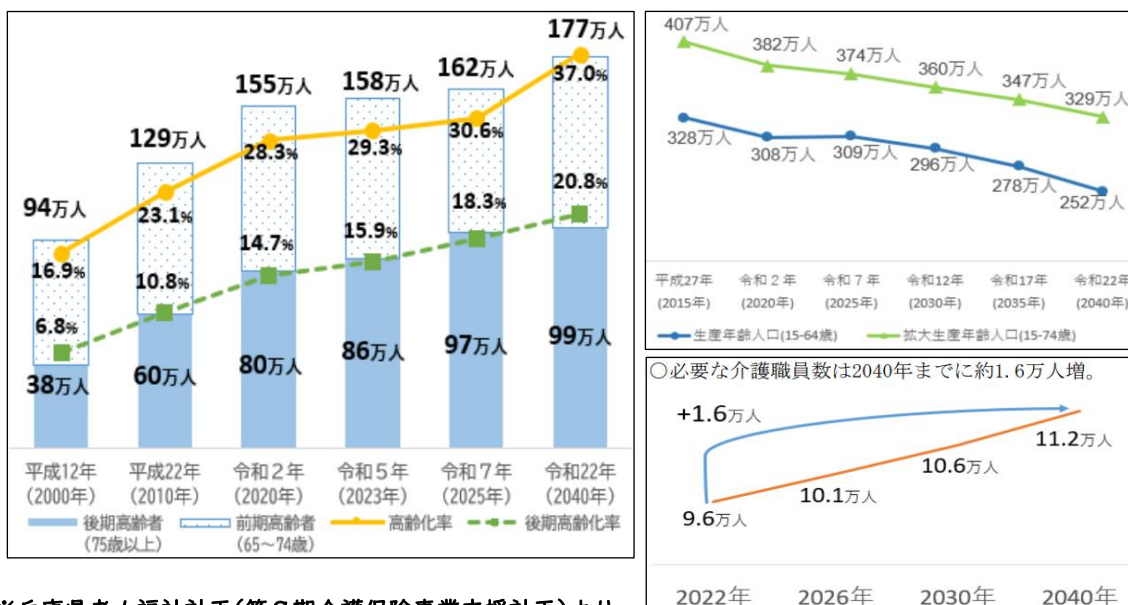
【参考】県内の福祉・介護分野の有効求人倍率

有効求人倍率	福祉・介護分野	うち介護分野	県内全業種
令和6年3月	3.25	3.92	1.04
平成26年3月	2.60	2.28	0.85

※厚生労働省兵庫労働局職業安定部「労働市場月報ひょうご」当該年月 第5表より

(「県内全業種」の有効求人倍率は同第1表 季節調整値より)

【参考】高齢者人口・生産年齢人口・介護職員需要の将来推計



※兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)より

1. 福祉・介護人材確保における支援策の充実・強化

(1) オール兵庫による人材確保戦略・施策の推進

従来からの人材確保策にとどまらず、福祉分野以外の民間企業の取組を参考に
にする等、福祉部の高齢・児童・障害・地域福祉の各課、産業労働部、教育委
員会等の関係部署に加え、社協や社会福祉法人、ハローワーク、市町行政等が
協働して分野横断による総合的な人材確保戦略を県独自に策定し、人材確保策
を計画的・体系的に推進するよう提言します。

(2) 社会福祉法人等奨学金返済支援事業の充実

社会福祉法人等奨学金返済支援事業は、奨学金返済の支援制度を設けている
法人を対象としており、県内法人の約3%※にとどまっています。保育所や障害
者の通所事業等、一法人一施設の小規模な法人が少ない中、新たな制度に
取り組むことのハードルが高く、負担が大きいことが要因と考えられます。

については、県として本事業のPR強化等の利用促進に努めるとともに、小規
模の福祉・介護事業所も活用できるよう、負担軽減につながる事務の簡素化や、
日本学生支援機構以外の奨学金も対象に加える等の充実を図られるよう提言
します。

※奨学金返済支援制度のある社会福祉法人21（令和5年度）／県内の社会福祉法人数809

【参考】社会福祉法人等奨学金返済支援事業補助金の交付状況

年 度	法人数	補助対象人数
令和2年度	2	6
令和3年度	10	35
令和4年度	16	75
令和5年度	20	91

(3) 外国人人材の受入れ支援策の充実

外国人の人材が安心して就労し、生活できる環境を整備するため、受け入れ
分野に応じた情報提供や相談支援体制の整備、介護福祉士資格取得の学習支援
等、現在取り組まれている支援策のさらなる充実を図られるよう提言します。

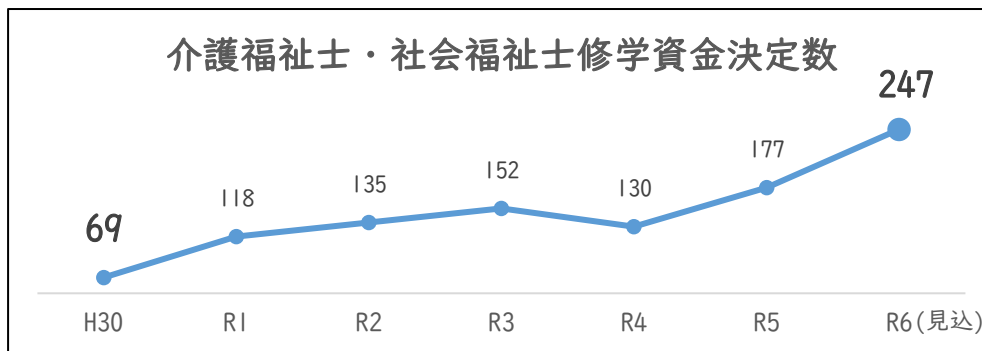
(4) 介護福祉士修学資金等貸付事業の強化・拡充

本貸付事業は、介護福祉士として介護現場で5年間働けば貸付金の返還が全
額免除される国の人材確保制度の一つで、貸付決定件数は年々増加しています。

一方、貸付原資は単年度ごとの必要額に応じて交付されるスキームのため、
貸付原資が貸付実績を見込んで確保できるスキームとなるよう、貸付原資の確
保について国へ要望願います。

併せて、返還免除要件について、業務従事期間の短縮等、誰もがより利用し
やすい制度となるよう要件緩和を国へ要望願います。

【参考】介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付決定者の推移



(5)福祉職場の魅力発信・採用強化に向けた支援事業の創設

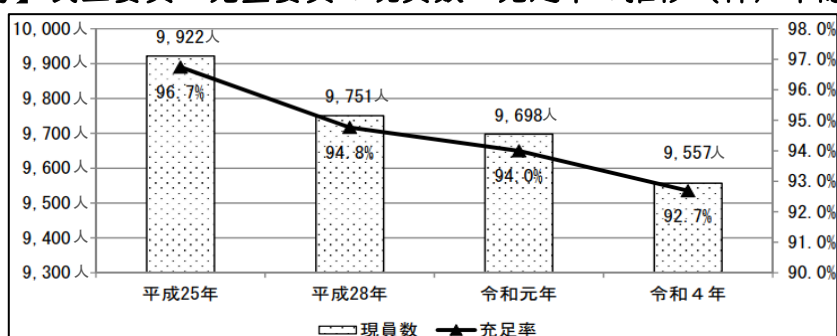
福祉・介護分野への就職が他業種と比較してもより魅力的なものとなるよう、各法人・施設に対し、職員採用の専門家等を派遣し、福祉職場の魅力発信について支援する事業の創設を提言します。

2. 地域福祉を推進する担い手づくり・長期的な視点での福祉人材の育成

少子高齢化・人口減少が続く中、コロナ禍でのつながりの希薄化、単身世帯の増加等と相まって、地域福祉を推進する民生委員・児童委員や福祉ボランティア、地域づくりを担う自治会や老人クラブ等の担い手の確保が大きな課題となっています。

県地域福祉支援計画では、「地域づくりを担う人づくり」が推進方策として掲げられており、地域福祉の担い手づくり、幅広い層の参画促進を図るため、次の点について提言します。

【参考】民生委員・児童委員の現員数・充足率の推移（神戸市除く）



※兵庫県第5期地域福祉支援計画より

(1)福祉人材のすそ野を広げるツールの開発・啓発の推進

福祉・介護の仕事が将来の職業選択の一つとなるよう、高校生・大学生はもとより、小中学生の頃から福祉・介護に興味・関心を持ち、理解を深めてもらえるような取組が必要です。福祉・介護の仕事に関する副読本や動画教材等を作成し、県教育委員会と連携して県内のすべての小中学校においてそれらを活用した啓発を推進することを提言します。

(2)学校・地域が連携した地域福祉の推進・福祉人材の育成

国では、学校・家庭・地域が手を携えて、よりよい教育活動を目指すとともに、学校の自主性・自立性を高めた学校運営を行うため、すべての小中学校において、学校運営協議会や学校評議員制度等が実施されています。

また、県独自で「トライやるウィーク」等の、地域連携の取組も広がっています。

については、学校と地域が連携し、地域の福祉施設や福祉ボランティア等と連携して、福祉や地域づくりの大切さ等、多様な学びの場を創出できるよう、福祉現場と教育現場の連携強化について提言します。

(3)福祉を基盤とした地域づくりの専門職配置の財源確保

地域住民やボランティア等による地域福祉の推進、住民等の協議の場づくりや活動を支えるためには、福祉を基盤とした地域づくりを担える専門職の存在が不可欠です。

地域共生社会、福祉コミュニティづくりを進めるため、地域づくりの専門職（コミュニティワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等）を適切に配置できる財源が確保されるよう市町に指導することを提言します。

【参考】福祉を基盤とした地域づくりの専門職の主な役割

職種	主な役割
コミュニティワーカー	地域の生活・福祉課題の解決に向けて、住民等の話し合いの場づくりや組織化等を行う専門職
コミュニティソーシャルワーカー	支援を要する人の個別ニーズを受け止め、その課題解決を図るとともに、地域住民や関係者と協働してその方の暮らしを支えるネットワークづくりを行う専門職
生活支援コーディネーター	地域において高齢者等の生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、地域住民や関係者ととともに資源開発やネットワークづくりを行う専門職 ※介護保険法における地域支援事業の生活支援体制整備事業に位置付けられる

重点提言Ⅱ

物価高騰の時代における福祉サービス・事業が継続できる施策の強化

令和6年度に介護・障害福祉サービスの報酬はプラス改定（介護+1.59%、障害福祉+1.12%）されたところですが、現時点で確認できる令和4年度の全国の社会福祉法人の財政状況は、赤字法人が約3.5割※となっています。

昨年度、長引く物価高騰を受け、県では国の補助金を活用し、「原油価格・物価高騰対策一時支援金」を高齢者・障害者施設等に補助されましたが、いまだ物価等の高騰は収まる兆しがない中、今後の財政状況が懸念されます。

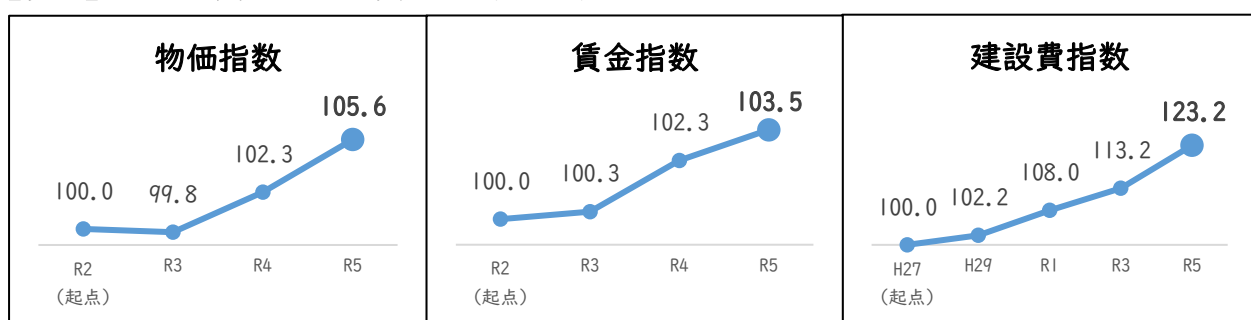
民間企業においては、長引く物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ、令和6年春闘第1次回答では月額1万6,469円（定期昇給を含む）の増額となった一方で、福祉分野では月額6,000円相当の賃上げにとどまっており、人材確保は一層困難さを増すことが想定されます。

物価・賃金・建設費等の指数は年々上昇しており、社会福祉法人における経営はこれまで以上に厳しい状況にあり、良質な福祉サービスの安定的な提供に支障が生じる恐れがあります。

については、次の点について提言をします。

※福祉医療機構「2022年度 社会福祉法人の経営状況について」（R6.3.18 経営サポートセンター）より

【参考】物価・賃金・建設費 各指数の推移



※総務省「消費者物価指数」（2020年基準）

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」（賃金指数）

※国土交通省「建設工事費デフレーター」（建設総合）

1. 物価高騰等に対する福祉サービスへの財政的支援の継続・強化

(1) 物価高騰等に対応する財政的支援の継続

長期化する物価高騰等を踏まえ、昨年度に実施された国の「原油価格・物価高騰対策一時支援金」等、財政的支援の継続を提言します。

また、各自治体が物価高騰対策費を確実に確保するよう、特例交付金のような用途の明確化、地方交付税における内訳を示すこと等を国に要望願います。

【参考】令和5年度社会福祉施設等における「原油価格・物価高騰対策一時支援金」の内容

対象施設	対象数	金額	
		6月補正	12月補正
高齢者施設	約5,000施設	7.3億円	7.9億円
障害者施設	約2,500施設	2.3億円	2.4億円
保育施設・学童	約2,800施設	2.1億円	1.7億円
児童養護・母子支援施設等	約2,200施設	0.2億円	0.2億円
合計		11.9億円	12.2億円

※兵庫県令和5年度6月・12月補正（緊急対策）案より（県所管施設が対象）

(2)大規模修繕費補助の拡充、財政的な支援策の拡充

福祉施設の大規模修繕においては、工事費・材料費高騰を受け、既存の建て替え施設だけでなく、仮施設等の建設費も高騰しており、積立金以上の財源確保に苦慮していることから、既存の大規模修繕費補助の拡充等、財政的な支援策について提言します。

【参考】既存の大規模修繕費に関する補助事業（例）

事業名	対象施設	補助率
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	国1/2、自治体1/4 事業者1/4
社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者福祉サービス事業所	国1/2、自治体1/4 事業者1/4

2. 介護・障害福祉サービスの報酬算定方法の抜本的な見直し

現在の介護・障害福祉サービスの報酬は、サービスごとの内容や利用者の要介護度、事業所・施設が所在する地域に応じた平均的な費用（人件費、管理経費等）等を勘案して算定されていますが、社会全体の物価や賃金の上昇に即応できる仕組みとして、「物価・賃金スライド方式」に抜本的に改めるよう国へ要望願います。

また、事業の安定的な経営に向けて報酬単価に含まれる人件費等、積算の内訳を示すよう併せて要望願います。

重点提言Ⅲ

誰も取り残されない 防災・災害支援体制の強化

令和6年能登半島地震では、被災地の避難所（1.5次避難所を含む）や被災施設等への支援として、DWA T（災害派遣福祉チーム）等をはじめとする福祉施設職員等による応援派遣が本格的に実施されました。

しかし、こうした外部の応援の力を活かしながら、避難所や被災施設等の刻々と変わりゆく状況に対応するためには、被災地の県社協や社会福祉法人・施設が一丸となり、県や被災市町と緊密な連携体制を構築することの重要性が改めて明らかになりました。

さらに、災害ボランティアの調整役である災害ボランティアセンターは、市町社協がその中心的な役割を担っていますが、その任にあたる地域福祉・ボランティア・法人運営部門の職員は市町社協職員の1割程度と、幅広い災害時の支援ニーズに対応できる体制確保が課題となっています。

については、次の点について提言をします。

【参考】令和6年能登半島地震に係る県内福祉関係職員等の派遣の状況

派遣内容	派遣人数等
一般避難所での DWA T 活動	3名（3/21～3/24・金沢市内）
1.5次避難所での介護等の支援	24法人・49名（金沢市内）
被災福祉施設への応援	58名（石川県内）※2/28時点
被災地社協（災害ボランティアセンター）の支援	県内社協職員124名 （1/25～6/30・石川県七尾市）

※その他、社会福祉士会等でも職員派遣あり

1. 県災害対策本部と連携した災害時における福祉支援体制の構築

(1) 県広域で、福祉救援を推進するための情報共有・体制づくり

災害時における福祉支援体制の構築に向けては、県が設置した災害対策本部との連携強化が重要ですので、県と県社協が連携して、災害ボランティア活動にとどまらない包括的な福祉支援活動が展開できるよう、福祉部局横断で福祉救援に係る情報共有会議を開催する等、県社協や社会福祉法人・施設、職能団体が協働できる体制づくりについて提言します。

(2) 社会福祉法人・施設、職能団体との連携強化に向けた県社協の体制強化

災害発生時には、福祉・介護サービスの継続や高齢者・障害者等への福祉救援が不可欠となり、DWA Tや福祉施設職員等による応援派遣が全国的に実施

されています。

県の「災害福祉広域支援ネットワーク」の機能強化に向けては、平時から社会福祉法人・施設、職能団体等と連携している県社協の体制強化を図ることが重要です。

については、ほっとかへんネットを含む福祉関係者が、災害時において、より一層連携できるよう、その調整や対応にあたる専任職員を県社協に配置することを提言します。

2. 大規模災害に備えた市町域における官民協働の支援体制の強化

昨今の頻発する豪雨災害や地震災害はいつ、どこで起こってもおかしくありません。災害発生時にとどまらず、災害にも強い福祉コミュニティづくりに向けては平時からの官民協働による支援体制を強化することが必要です。

兵庫県は、全国に先駆けて、県単補助により各市町社協へボランティアコーディネーター設置費補助を行い、阪神・淡路大震災後の「ボランティア元年」につながりました。

については、被災のあった市町で設置される災害ボランティアセンターの設置・運営の中核を担い、ボランティア・NPO、行政や企業・労組等と協働できる専任職員を各市町社協に配置することを提言します。

【参考】ひょうご災害ボランティア活動サポート事業の経緯

昭和 63 年度～	平成 14 年度～	平成 19 年度～	平成 23 年度～	平成 26 年度～
ボランティアコーディネーター設置事業	市町ボランティア活動支援事業		ひょうごボランティア活動サポート事業	ひょうご災害ボランティア活動サポート事業
ボランティアコーディネーターの設置に対する補助 (1) 補助基本額 設置費・活動費 常勤専任 4,500 千円 非常勤 1,200 千円 (2) 負担割合 県 1/2 市町 1/2	【事業内容の見直し】 市町ボランティアセンターの運営を支援 (1) 補助基本額 1 市町あたり 4,500 千円 (2) 負担割合 県 1/2 市町 1/2	【負担割合の見直し】 (2) 負担割合 県 1/3 市町(市町社協含む) 2/3	【事業内容の見直し】 災害時にも対応できるボランティア活動の担い手を育成 (1) 補助基本額 1 市町あたり 4,050 千円 (4,500 千円×0.9) (2) 負担割合 県 1/3 市町(市町社協含む) 2/3	【事業内容・負担割合の見直し】 「災害ボランティア活動支援」に特化 (1) 補助額 1 市町あたり 1,000 千円 (前年度の 1/2 相当) (2) 負担割合 県 100 万円(定額) 市町(市町社協含む) 2/3
	県費		ボランティア基金	

3. 被災ニーズに即応できる専門ボランティア、NPO・企業等との連携

大規模災害では、広域・甚大な被害状況から、一般の災害ボランティアだけでなく、ブルーシート張りや専門資機材や重機等による復旧活動等、専門的なスキルを持ったボランティアな活動者が求められます。

については、被災地・被災者からのニーズに即応できよう、専門的スキル・資機材等を有する県内のNPO・企業等の登録、協定締結等、想定できる被災ニーズに即応できる体制づくりを行うよう提言します。

福祉関係団体からの提言・要望

市町社協活動推進協議会

1. 地域福祉を推進するための社協への安定的な財政支援

社協は地域福祉推進の中核機関でありながら、その財政基盤は安定しておらず、特に地域福祉事業における財源は、主に社協会費、共同募金配分金及び善意銀行寄附金ですが、毎年、減少傾向にあり、計画的に経営改善に努めても、社会福祉法第109条に規定された社協の本来事業を実施する財源は限られ、確保も困難となっています。

県内の市町社協の財政状況も、令和2年度以降、赤字の社協が増加しており、危機的な状況にあるうえ、職員全体に占める非正規雇用の割合が約7割と高く、専門性を有する職員が業務に専念できる環境も十分とは言えません。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を計画的・総合的に推進し、将来展望を共有しながら「わがまちの地域福祉」を進めるための必要な体制整備について、市町行政と社協が協議する場を設け、社協が持続可能な運営を行うために必要な財政支援にご配慮をいただけるよう市町に働きかけをお願いします。

2. 福祉人材の確保に向けた取組の強化

少子高齢化・人口減少の深刻化に伴い、本県の75歳以上の後期高齢者人口は、2025年には約98万人になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢化率が約37%に上昇すると見込まれています。また、本県の人口移動の動向を見ると、令和5年の転出超過数は7,397人に上り、全国で3番目に多い上、この転出超過を押し上げているのが、就職世代にあたる20代の若者です。

少子高齢化が進む中において、生産年齢人口の減少や若者の転出は、福祉・介護人材の安定確保をより一層困難にします。

については、各社協に配置する、介護職や相談職、またコミュニティワーカー等、多岐の分野にわたる福祉専門職の人材確保に向けて、次のとおり提言します。

- (1) 各市町域だけの取組では改善につながっていないため、広域において、専門機関や行政等も含め、福祉人材の養成、多様な働き方の検討、人材確保に向けた施策について、幅広く協議できる体制構築を県主導で整備することを要望するとともに、必要な人材の育成・確保につながるように、県及び県内市町が自ら雇用する福祉専門職人材の処遇の改善に率先して取り組んでください。
- (2) 生産年齢人口が今後も減少し続けることを考えると、新たな担い手を生み出すことには限界があります。よって、福祉の現場から離職した人や現在福祉の仕事をしていない有資格者が、再度福祉職に戻ることができるための制度（例：支援金）や精神的なサポート体制の充実を図ってください。
- (3) 介護支援専門員について、受験者・合格者とも増えてはならず福祉現場では有資格者の募集をしても応募がない現状があります。有資格者が資格更新をしない場合もあり、依然として人材不足が解消されない状況です。処遇改善制度に含ま

れない介護支援専門員をはじめ、全ての介護職員に処遇改善が図られるよう国に引き続き要望するとともに、今後、政策として介護支援専門員をどう確保していくのか方向性を示してください。特に、市町の保育士確保対策で見られるような家賃補助や賃金の上乗せ補助等を、介護支援専門員についても県の独自制度として創設するとともに、独自の支援制度や補助制度を創設する単位自治体への支援をしてください。

3. 緊急時や災害時の生活福祉資金貸付事業に関わる支援策の拡充

コロナ禍での生活福祉資金貸付事業の特例貸付は、緊急時の対応、セーフティネットの一つとして機能しましたが、「返済免除要件付き」との国会答弁のもと、広い裾野での金銭給付の前段の一翼として実施されました。迅速な貸付が優先され、本来、社協が行ってきた相談・支援を発揮することがかなわず、大規模な社会経済活動の制限等の中での多額の貸付となり、結果、緊急事態に増幅される生活困難・ニーズをとらえきれず、借受人の生活課題は複雑・多様化し、長期にわたる償還や生活再建への支援が先延ばしになったといえます。

令和6年能登半島地震においても、特例貸付として緊急小口資金貸付が実施されているところですが、南海トラフ巨大地震等、今後、起こり得る大規模災害等に備えるためにも、相談支援や経済的支援等がセットになった緊急時や災害時の困窮者の支援措置のあり方を検討し、貸付ではなく新たな給付制度の創設や生活保護の柔軟な制度運用等、速やかに対応できるような施策を創設することを提言します。

4. 生活困窮者支援施策の拡充

生活困窮者自立支援制度における一時生活支援において、各市町には居住支援法人やそれを束ねる居住支援協議会がありますが、市町によって事業実施の有無はもとより、居住支援施設数や協議会の取組にも偏りがあります。

また、居住支援においては、入居にあたっての支援だけでなく、居住を安定させるための支援、地域とのつながりを含めた環境整備等を進める必要がありますが、このような状況から相談員の属人的な支援に頼る現状もあります。住宅確保要配慮者が利用できるよう不動産業者等との連携を強化するため、居住支援協議会が実効性のあるものとなるよう指導してください。

また、行旅者が自らの生活圏域へ帰る交通費を持ち合わせておらず、生活保護受給の意思がない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法により市町で旅費を支弁する仕組みがありますが、市町によっては支弁されない場合があることから、市町の実態を把握し、適切に取り扱われるよう働きかけてください。

5. 公的責任による相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の相談支援にかかる事業が社協に委託されている市町も多い中、事業の実施内容や進め方について、委託先である社協の専門性や経験が必ずしも生かされない場合があります。事業の受け皿としてのみの役割だけでなく、委託先の社協にも必要で十分な裁量と、それを実現できる財政的支援が必要です。

近年では、コロナ特例貸付の相談でもあったように、外国人からの相談が増加して

おり、言葉や生活習慣、文化の違い等から、寄り添った相談支援が困難であったり、トラブルにつながったりすることもあります。

については、外国人の方も安心して相談できるとともに、市町社協が、その世帯の状況に応じた相談支援を行うことのできる体制整備が必要ですので、市町が積極的に体制整備を進めるよう、指導・助言を要望します。

6. 障害者計画相談 相談支援従事者養成研修の見直しについて

相談支援専門員の人件費は、計画作成費が財源となりますが、介護保険事業のように毎月請求できないため民間事業所が参入しづらく、わずかな事業所が作成にあっています。そのため、相談員一人あたりのプラン件数が国のガイドラインが示す件数を大幅に上回る市もあり、非常に過重な労働実態から退職者が発生しています。

事業を継続していくためには相談支援専門員の確保が必要ですが、兵庫県では、その資格を取得するための研修が狭き門となっており、退職者が発生すると有資格者の確保に非常に苦慮しています。新規の事業所開設や月ごとに報酬請求できる件数も相談支援専門員の有資格者数によって制限されています。

については、兵庫県が実施する相談支援従事者養成研修の実施回数を増やすとともに（大阪府では年4回実施）、修了要件の緩和（一回欠席すると受講そのものが取り消される）、補習・補講の仕組み、オンラインでの参加等について対策を講じてください。あわせて、主任相談支援専門員の研修機会も増やしてください。さらには、障害者計画相談の抜本的な制度設計の見直しをお願いします。

7. 成年後見制度利用促進体制整備にかかる恒久的な財源措置について

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の見直しにあわせて、総合的な権利擁護支援策を充実していくこととされています。第5期兵庫県地域福祉支援計画でも権利擁護支援体制づくりと、権利擁護サポーターの養成を進めていくこととされています。

権利擁護サポーターの養成にあたっては、市町の実情に応じ、地域福祉と権利擁護を進める担い手として養成されることが望ましいものの、市民後見人受任まで見据えた場合に、市町単独で養成講座を実施することは困難な市町があります。については、県やブロック単位でオンライン等も活用した市民後見人を含む権利擁護サポーターの養成講座の開催をお願いします。

また、成年後見制度利用促進体制整備は、居住地域に関係なく、制度の利用を必要とする人が制度を利用できるよう、すべての地域で権利擁護支援の体制を築くものですが、主な担い手である専門職後見人や法人後見を実施する法人が不足していたり、さらには市町ごとで定める成年後見制度利用支援事業の対象が限定されていたりするため、必要な人が必要なタイミングで使える状況にないことから、持続可能な体制整備をすすめられるよう、市町に成年後見制度利用促進計画の策定と、必要な財政支援を行うことを働きかけてください。

8. 日常生活自立支援事業実施に係る財源確保

日常生活自立支援事業は、権利擁護の支援策の一つとして、国の第二期成年後見制

度利用促進基本計画でも位置づけられているところです。高齢化の進展と、家族・親族による支え合い機能も低下する中、日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を対象とした、地域での暮らしを支える重要な事業といえます。

このような社会状況の中で、相談件数や対象者は増加しており、事業を担当する専門員等は、事業利用にかかる相談だけでなく、契約に至らない相談にも継続的に関わり、事業を通じた相談支援の専門性を発揮しています。

ついては、利用者の地域生活における当該事業の意義・必要性について再度認識いただき、権利擁護支援体制における当該事業の実施に必要な人員配置が行えるよう市町に働きかけてください。

また、利用者の約半数を占める生活保護受給中の利用者の支援にあたって、生活保護ケースワーカーとの連携の強化と財源面での負担について検討いただき、制度の安定的な運用を図ってください。

9. 地域共生社会を目指した重層的支援体制整備事業の推進

地域共生社会を目指した重層的支援体制整備事業は、県内では8市町の実施にとどまり、移行準備支援事業を実施していた市町の中には、事業開始を延期したところもあります。令和5年度からは都道府県の負担が発生するとともに、市町の移行準備事業の取組補助単価が引き下げられ、負担の増加により、県による市町への後方支援や市町においての実施が停滞することが懸念されます。

重層的支援体制整備事業はこれまでの地域福祉活動を基盤に、地域の特性に応じて、市町の創意工夫に基づき実施する事業であるため、県として、第5期兵庫県地域福祉支援計画で示した市町の後方支援のための方策を計画的に進めるとともに、柔軟な予算編成とそれを実行できる庁内組織体制の構築が進むよう、制度の拡充を提言します。

あわせて、実施に着手した市町や移行準備事業の進捗、具体的な支援方策等の情報共有・交換の場（研修）の開催をお願いします。また、国に対しても、必要な財政支援が行われるよう積極的に働きかけてください。

10. 在宅生活を支えるための介護保険制度の見直し

在宅生活においては、とりわけ要介護者自身での単独歩行や自身での食事、排泄処理ができなくなると、家族介護の負担が増し、在宅介護が困難になっていきます。少しでも長く住み慣れた場所で暮らし続けることができるようにするには、予防的な介護・福祉と医療との連携が重要です。

今回の報酬改定では訪問介護にかかる介護報酬が引き下げられ、基本報酬の単位数の減少率は2～3%程度と非常に高く、事業所の安定した運営と体制整備に大きな打撃を与えるものであります。訪問介護事業運営の困難さは低賃金のみが要因ではなく、職員の高齢化、生産年齢人口の減少も要因となっていることから、今後、特に過疎地域では撤退する事業所が増えることが予測されます。

こうした状況を踏まえ、次のことを提言します。

- (1) 処遇改善加算は、計画作成や実績報告等の手続きが依然として煩雑であり、加えて法人内での配分が難しく、かえって事務的負担を大きくしているのが現状であることから、基本報酬の抜本的な引き上げを要望します。

- (2) 介護報酬には土・日・祝日の加算がない中、経営努力で休日出勤手当を支給している事業所が多いことから、土・日・祝日のサービスに対する加算の創設を要望します。
- (3) 訪問介護については、重症化リスクの高い利用者宅へ訪問をしていることから、新型コロナ感染症が5類になった以降も、ホームヘルパーは感染対策を徹底しながらサービスを提供しています。通所介護等が閉鎖となっても、ホームヘルパーはあらゆる感染症（ノロウイルス等）の利用者宅を訪問して生活を支えている実態があります。ヘルパー自身も常に感染の危険と隣り合わせで訪問していることから、危険手当に相当する補助金・検査キット配付を継続されるよう要望します。
- (4) 居宅介護支援事業者が、介護予防支援事業所の指定を受けて実施できる業務は「介護予防支援」のみで、「介護予防ケアマネジメント」はこれまでどおり地域包括支援センター、または委託を受けた指定居宅介護支援事業所が実施することになります。例えば、利用者が福祉用具等予防給付のサービスを受けなくなることで、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行し、地域包括支援センターとの契約の必要性が生じるため事務手続きが煩雑になります。このため、介護予防ケアマネジメントについても、居宅介護支援事業所が指定を受けられるようになることを要望します。
- (5) 介護予防支援の委託連携加算については、「必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合」と規定されていますが、この内容の解釈が明確でなく、市町によって「必要な情報等」の内容が異なるため、依然として加算算定しづらい地域があります。地域包括支援センターの負担軽減を図る趣旨で創設された加算であることを踏まえ、委託連携が促進されるよう、例えば「必要な情報等」の具体例を示す等し、県内への統一的指導をお願いします。

11. 災害ボランティア登録のシステム化について

全国各地で、地震や風水害等の大規模な気象災害が発生しており、市町社協では被災状況に応じて災害ボランティアセンターの運営を担っています。社協が運営する災害ボランティアセンターの情報を効果的に発信する上では、インターネットの活用は不可欠となっており、さらに、災害ボランティアセンターの業務においては、ボランティアの受付、ニーズ管理、活動報告等、膨大な事務が発生することから、ICT（情報通信技術）を活用した事務作業の効率化を図ることが有効です。

しかしながら、県内社協におけるICTの活用状況は異なり、市町単位でICT化を進めるのではなく、県内共通のシステムを導入することで、県内での相互調整や運用の標準化が可能となるほか、運用にかかるコストも各市町がそれぞれに行うよりも低コストとなることを見込まれます。

兵庫県においても、風水害だけでなく南海トラフ巨大地震の発生も予測される中で、兵庫モデルとして、災害ボランティア登録や災害ボランティアセンター運営にかかるシステムの開発、導入をすすめ、各市町での災害ボランティアセンター運営の負担軽減を図ってください。

12. 公共交通空白地域等における移動支援に対する助成制度の創設

公共交通空白地域等において、買物困難高齢者等の増加によるひきこもり状態に対する生活・福祉課題の解決に向けて、移動販売車による支援だけでなく、同地域に関わる福祉施設の社会貢献活動と結び付き、店舗等への移動支援等も実施されています。

令和6年3月1日付け物流・自動車局旅客課長発「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」通知では、高齢社会や共働きの進展等を考慮すると、地域での互助活動・ボランティア活動による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動が困難になる現実への対応が必要とされる旨が示されているところです。

住民自らが地域の支え合い活動の中で、こうした移動支援の仕組みを築く中、同通知の許可又は登録を要しない運送方法では、利用者から徴収できるのはガソリン代実費のみとなっており、運転ボランティアへの利用者からの反対給付は認められていません。

については、公共交通空白地域における持続可能な移動支援体制づくりのため、県として実態把握に努め、運転ボランティア等の人材確保に必要な経費にかかる助成制度を創設することを提言します。

13. 子ども食堂等、地域の自発的な取組を広げるための支援

県内において子ども食堂の開設数は年々増加(H29年度90カ所→R4年度374カ所)していますが、地域の人間関係が希薄化していく傾向にある中では、地域住民の自発的な取組への支援は今後も強力的に推進していく必要があります。

子ども食堂等、不特定多数の方に対し反復継続して飲食物を提供することは、食品衛生法等に基づき県知事の営業許可の対象となりますが、地域の自発的な取組が抑制されることがないように、県として福祉目的での地域活動は営業許可に当たらないとの行政通達の発出と運営指針等の作成をお願いします。

兵庫県社会福祉協議会

1. 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現を目指し、市町域における包括的な支援体制の整備が全県的に推進されるよう、今般策定された第5期兵庫県地域福祉支援計画を踏まえ、次の取組を行うよう提言します。

(1) 市町地域福祉計画への支援強化

第5期県地域福祉支援計画では、全ての市町で地域福祉計画の策定を推進し、またセルフチェックシートにより包括的な支援体制をはじめとする重要ポイントが盛り込まれる工夫がなされました。

今後は、それらを市町地域福祉計画に反映させていくことが、地域共生社会の実効性を高めるために必要です。

市町地域福祉計画は策定・中間評価・見直しの年度が市町によって様々であることから、毎年度、市町に対し県地域福祉支援計画の内容を伝える会議等を設定されることを提言します。

(2) 地域福祉の推進を部署横断で促進するための取組

県地域福祉支援計画の策定にあたって、県では庁内各課及び各計画との連携に取り組まれました。

今後は、包括的な支援体制の整備の重要性を関係各課で情報の共有を図る等、連携体制の整備に取り組まれると聞いています。市町においても、例えば高齢者福祉所管課が介護保険事業計画だけでなく地域福祉計画も意識して取り組むといったように、地域福祉所管課以外の部署でも包括的な支援体制の整備の重要性について認識を深めることが重要になります。

については、県地域福祉支援計画の推進を関係部署横断で実施されるよう提言します。

(3) すべての市町で重層的支援体制整備事業を実施するよう働きかけの強化

県地域福祉支援計画では、重層的支援体制整備事業をリーディングプロジェクトと位置づけており、県・市町連絡会議や現地訪問等による積極的な支援が求められます。

令和6年度の重層的支援体制整備事業実施自治体は8市町19.5%（全国19.8%）であり、増加傾向であるものの、包括的な支援体制の整備が努力義務であることから実施しない市町もあると想定されます。重層的支援体制整備事業後方支援事業において先駆的に取り組む県では、年2回すべての市町を訪問して状況を確認されていると聞いています。

本会が取り組む包括的支援体制づくりセミナーの共同実施や、包括的支援体制づくり推進会議への参画に加え、県主導で市町を後方支援する新たな取組をご検討いただくよう提言します。

(4) 権利擁護支援体制づくりへの支援強化

県地域福祉支援計画では、チームでの意思決定支援と伴走型支援、虐待や生活困窮等の課題を含む専門的支援、地域づくりの支援の観点から、市町の権利擁護支援体制の充実を図り、行政・福祉・法律専門職・当事者団体らで権利擁護・成年後見支援にかかる協議に取り組むことを掲げています。

については権利擁護支援の体制づくりを地域づくりの基盤整備と関連づけ、市町の計

画に位置付けて推進を働きかけるとともに、中核機関の設置状況に関わらず市町の権利擁護支援の現状と課題を把握し、財政的支援も含めた体制づくり支援について提言します。

2. 日常生活自立支援事業の実施体制強化に係る財源確保

日常生活自立支援事業における知的・精神障害者による利用が増加しています。若年期からの利用で支援が長期化する中、複合的な生活課題を抱えた利用者を様々な支援機関・団体等と連携し支援するため、専門員が対応する相談は増加の一途をたどり、かつ内容も複雑化しています。

本県では国庫補助基準額どおりに予算確保されましたが、その基準額は令和2年度から据え置かれたままです。

県地域福祉支援計画「権利擁護支援体制の充実」において「日常生活自立支援事業のより一層の周知、活用を図る」とされていますが、このままでは待機者の増加等、対象者の地域生活に支障を来しかねません。

県民が本事業を円滑に利用できるよう、国庫補助基準額の引き上げについて国に要望します。

<参考>兵庫県内の日常生活自立支援事業の状況

① 実施状況

	相談件数	契約件数
令和元年度	57,500件	1,176件
令和2年度	60,346件	1,169件
令和3年度	62,748件	1,151件
令和4年度	63,593件	1,161件
令和5年度	67,534件	1,208件

② 専門員配置状況

令和元年度	98名（うち専任20名）
令和5年度	101名（うち専任21名）

③ 令和6年度国庫補助単価基準額

利用者1人・1月あたりの算定額	7,900円
生活保護受給者サービス利用料1人・1月あたり算定額	3,000円

3. 生活福祉資金を通じた相談支援の体制強化

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等への経済的援助とともに借受世帯の相談支援を行うことで、自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、この間、社会情勢に応じて国の通知・通達に基づき資金種類を増やしてきました。

また、コロナ禍の影響、昨今の社会情勢、原油高・物価高騰等により生活困窮状況が長引く中、相談件数も増加し、相談件数の約3割が特例貸付を借り切った世帯からの相談であり、コロナ禍以降、生活困窮から脱却できないことを表しています。

令和2年度に比べ、令和5年度は貸付決定件数が1.2倍に増え、今後も相談件数、貸付決定件数も増加すると予測されます。今後の生活困窮者のニーズに生活福祉資金貸付事業で対応するには、本来の相談支援体制の強化が前提となりますので、国に対して財源措置を行うよう要望します。

<参考>年度別生活福祉資金の貸付実績・事務費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付実績	1,305件	1,343件	1,431件	1,541件
市区町社協事務費 県社協事務費 合計	9,921,000円	4,362,000円	4,362,000円	4,362,000円

4. 「被保護者に対する金銭管理支援の試行」の本格実施

県内の日常生活自立支援事業の利用者のうち、53.3%が生活保護を受給しています。国は令和5年度補正予算において「被保護者に対する金銭管理支援の試行」が実施されています。金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行って自立に向けた意欲や能力の向上を図り、被保護者の生活の安定化につながることを目的としています。「試行事業」です。

被保護者に対する金銭管理支援が本格実施され、福祉事務所に支援員を配置する等、継続的な支援ができるよう令和7年度以降も継続実施を要望します。

5. 介護福祉士修学資金等貸付事業の事務費確保

介護福祉士・社会福祉士養成施設等と連携し、養成施設の学生、介護・障害福祉分野に就労する方に貸付を行い、福祉人材確保の推進に取り組んでいます。特に平成30年度から外国人の借入申込について、法人保証が可能となり、その後、外国人の利用が増え続け、令和6年度の介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付決定は、大幅増の見込みです。

介護福祉士修学資金等貸付では、貸付金送金のほか、進級、資格取得、在職等の状況確認、返還猶予や免除、滞納者への督促及び相談対応等、様々な事務を行っており、特に全体の8割を占める介護福祉士・社会福祉士修学資金の債権管理では、少なくとも一人7年を要し、貸付件数とともに事務量（コスト）も年々、増加しています。

については、適切な債権管理ができるよう、必要な事務費の確保について国に要望願います。

<参考> 介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付決定者の推移

資格	決定人数等	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (見込み)
介護福祉士	貸付決定(人)	59	107	110	131	111	147	210
	前年比(倍)	-	1.8	1.0	1.2	0.8	1.3	1.4
	うち外国人(人)	8	45	48	63	55	83	167
	前年比(倍)	-	5.6	1.1	1.3	0.9	1.5	2.0
	外国人の割合(%)	13.6%	42.1%	43.6%	48.1%	49.5%	56.5%	79.5%
社会福祉士	貸付決定(人)	10	11	25	21	19	30	37
	前年比(倍)	-	1.1	2.3	0.8	0.9	1.6	1.2
合計	貸付決定(人)	69	118	135	152	130	177	247
	前年比(倍)	-	1.7	1.1	1.1	0.9	1.4	1.4

6. 社会福祉法人等奨学金返済支援事業の運営体制の強化

社会福祉法人等及び職員は、令和6年度から、県の認証制度（ミモザ、ワーク・ライフ・バランス）の取得状況に応じて最大17年間にわたり、補助金の交付を受けることが可能となりました。しかし、それに伴い本会が担う補助金交付事務については、補助対象者1人につき最大17年間に及ぶ管理が必要になったことに加え、対象年齢の緩和等に伴う申請数の増加も想定され、補助事業の円滑かつ適正な執行が懸念されます。

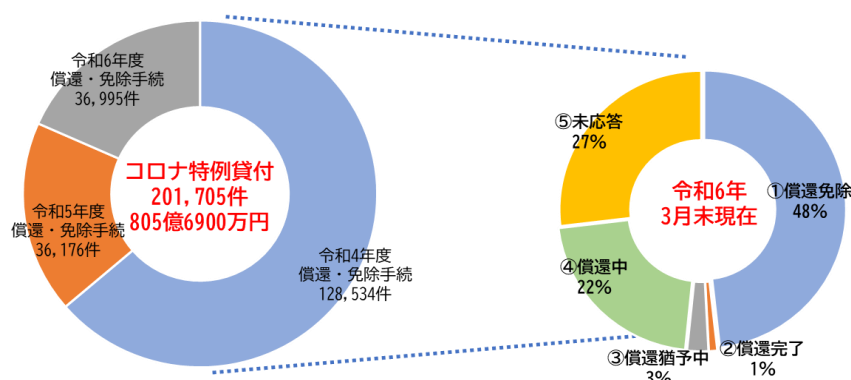
については、本事業の運営経費として、相応の人件費及びシステム整備費を予算計上していただきますよう要望します。

7. 大規模災害時(緊急時・災害時)の生活支援策の充実

令和5年1月から償還が始まった新型コロナウイルス感染症特例貸付は、令和2年3月の貸付開始当初から償還免除を予告(住民税非課税世帯が免除対象)したものでしたが、令和6年3月末時点で償還免除率は、約48%となっています。残り52%のうち27%が一度も償還をしていない借受世帯です。これは、いまだ続くコロナ禍の影響と物価高も相まって、思うように生活再建が進まず返済が困難な世帯が一定数存在することを示しています。

については、パンデミックを含む大規模災害時には、返済を条件とする「貸付」ではなく、緊急一時的な給付制度を新たに創設する等、被災を受けた地域住民に対して、速やかに対応できるセーフティネットの再構築について国に要望願います。

<参考> コロナ特例貸付の償還・免除状況(令和6年度償還開始債権を除く)



8. 災害ボランティアセンター応援派遣に係る災害救助事務費の柔軟な適用

令和6年能登半島地震において被災市町では社協等が災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPOとともに支援活動を行っており、本会では近畿ブロックの社協と連携して災害ボランティアセンターに対し職員の応援派遣を実施してきました。

災害ボランティアセンターへの応援派遣に係る経費のうち、人件費(時間外勤務手当、休日勤務、宿日直にかかる手当を含む)と旅費の一部については、令和2年内閣府通知で災害救助事務費の対象となりましたが、レンタカー代及びガソリン代、旅行会社の手数料、入湯税等の経費は対象とはならず、応援元社協が負担しています。

については、応援派遣に係る経費(レンタカー代、ガソリン代等)が対象外経費にならないよう財政支援の拡充と柔軟な運用について、国に要望願います。

9. 県域での支援方策・体制の強化

近年の災害においては、災害救援ボランティアを被災地内や近隣から募集する傾向にあり、災害ボランティアセンターの運営では地元ボランティアや企業の活躍が重要であることから、災害救援ボランティアの事前登録が有効です。また、被災者ニーズの把握、多くの災害救援ボランティアの受付、ニーズとのマッチング、車両の運行管理(石川県七尾市では「バディコム」というアプリ活用)等、災害ボランティアセンターを効率的に運営することが求められています。

については、データベースシステム等の運営ツールを平時から導入するための支援制度を創設するよう提言します。

10. 身寄りがなくとも入院等ができるよう「身元保証」の慣習見直し

総務省は令和5年8月、身元保証等高齢者サポート事業に関する初の全国調査結果をもとに、厚生労働省、法務省、消費者庁に消費者保護や事業の健全発展に必要な施策を検討するよう要請し「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を示しました（令和6年6月）。また、全世代型社会保障構築会議においては、2028年度までに身寄りのない高齢者等への支援の実施について検討することとしています。

身寄りのない高齢者が病院、介護施設を利用する際の身元保証支援や、介護保険等、各種手続き代行、買い物等の日常生活支援、遺品処分等、死後事務処理が社会問題化していますが、特に入院・入所・入居・就学等における「身元保証」は制度ではなく慣習です。身寄りがなくとも入院等ができるよう、国・県・市町それぞれでガイドラインの周知や新規策定を関係団体・法人・事業者に対し働きかけを要望します。

11. 若年性認知症の人への通勤支援策の拡充

県社協「ひょうご若年性認知症支援センター」では、若年性認知症本人・家族らによる「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」の運営や、県内各地の本人・家族の会やサロン等による連絡会を実施しています。

働きざかりで発症した本人、家族にとって、「就労の継続」は切実な課題です。職場内で症状に応じたサポートがあり業務に従事できたとしても、自動車通勤を禁止されたり、通いながれた経路であっても公共交通機関の乗り継ぎやICカードの使い方がわからなくなったり、道に迷ったりする等、ひとりでの通勤は日常的な困りごとが多く、通勤が就労継続の妨げになっているとの声が寄せられています。

重度障害者の通勤に対する支援策として、企業向けに重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金が雇用施策としてありますが、本人向けの重度障害者等就労支援特別事業は市町が実施主体で県内での実施状況は4市町のみです。

については当該事業の県内全市町での実施とともに、若年性認知症も対象者として位置づけ、社会参加と自立を支援することを提言します。

<参考> 重度障害者等就労支援特別事業の利用実績があった自治体

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市

12. 福祉サービス運営適正化委員会の基盤強化

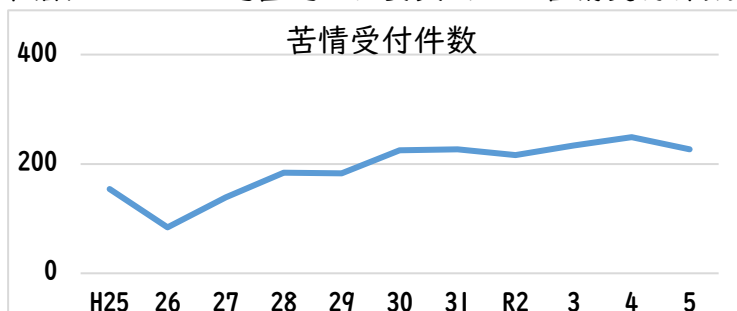
令和5年度の福祉サービスに関する苦情は227件で、10年前（平成25年度）の1.5倍となり、平成30年度から6年連続200件を超える状況が続いています。増加の要因としては、営利法人等の多様な実施主体の増加、障害者総合支援法の施行による利用者の権利意識の高まり等が考えられます。

苦情相談の増加とともに、内容の多様化と相談の長期化・深刻化も顕著になっていますが、運営適正化委員会事業の運営にかかる令和5年度の補助額は3,743千円で、47都道府県中46位の状況です。さらに令和6年度予算では3,729千円に減額されています。令和6年4月17日で厚生労働省が示した運営適正化委員会の国庫補助基準額によると、20,000千円が該当するにもかかわらず、補助額以上に自主財源を充当している状況です。

については、事業者向けの啓発を含め、福祉サービスの苦情解決の仕組みづくりがさ

らに必要なことから、安定した事業運営と苦情への対応のためにも、運営費補助の増額を提言します。

<参考>兵庫県福祉サービス運営適正化委員会での苦情受付件数の推移



<参考>令和6年度の運営適正化委員会の予算状況（兵庫県社協調べ）

区分	苦情件数 (R5年度)	収入総額	県補助金収入	参加費収入等	社協繰入
滋賀県	3件	10,000千円	10,000千円	0千円	0千円
京都府	146件	12,678千円	12,678千円	0千円	0千円
大阪府	530件	15,054千円	11,470千円	0千円	3,584千円
兵庫県	227件	9,482千円	3,729千円	300千円	5,453千円
奈良県	25件	11,730千円	7,684千円	0千円	4,046千円
和歌山県	6件	11,365千円	10,718千円	86千円	551千円
全国平均 (R4決算)	110件	10,094千円	9,020千円	330千円	743千円

13. 教育訓練給付申請の運用基準の明確化

教育訓練給付は、厚生労働省所管の制度で、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣指定の教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用の一部（一般教育訓練給付20%、特定一般訓練教育訓練給付40%）が支給されるものです。

介護支援専門員に係る法定研修については、公的職業資格の養成課程に準ずるものとして、特定一般訓練の対象講座となっており、国は、都道府県を通じて、その積極的活用を働きかけているところです。

本会実施の介護支援専門員に係る法定研修は、現在、一部が一般教育訓練給付の講座指定を受けている一方、対象講座に指定されず、その理由が明確にされていないものもあります。

また、当該法定研修に係る特定一般教育訓練給付の講座指定を受けているのは、令和6年4月1日時点で21都道府県にとどまっています。これは、講座指定の審査基準の運用が明確でないことが一因であると思われます。

については、教育訓練給付の講座指定に係る運用基準を明確にするとともに、全国一律の取り扱いとなるよう国に要望願います。

14. 県立総合衛生学院中山手分校退去後の円滑な施設運営の担保

現在、本会が県から指定管理者の指定を受け、兵庫県福祉人材研修センターの維持管理等を行っています。当該施設の4～5階に入居する県立総合衛生学院中山手分校

は、令和6年度末頃に移転・退去し、同分校の退去後は一部の県行政委員会事務局が新たに入居する予定です。

入居にあたり、一定期間当該施設の改修工事等を要するため、それにより生じる騒音等の影響で研修が実施できず、外部会場の借り上げ等により対応する必要が生じるほか、施設管理の仕様変更に伴い、必要な維持管理経費の増加が見込まれます。

については、同分校の退去、工事、入居に関する一連のスケジュール、管理方法等の詳細を早期に決定するとともに、改修工事の影響によって生じる費用補償及び今後必要となる維持管理費用の安定的な財源確保を行うよう提言します。

兵庫県社会福祉法人経営者協議会

1. 福祉・介護人材確保に向けた中期計画策定と県福祉人材センターの体制強化

あらゆる業種で人材不足が問題となる中、とりわけ福祉・介護分野の人材不足は著しく、2040年の介護職の不足率は25.3%、週5日の訪問介護を受けられる人が週3～4日の利用しかできない事態が標準になるという予想があります（※）。

過疎地から都市部まで抱える兵庫県において地域資源の違いを踏まえつつ、人々の生活を支えるインフラともいえる福祉・介護人材不足を乗り越える方策を見出すことは、福祉・介護以外の他の労働市場にとっても好影響を与えると考えられます。

安心して子育てができ、老いを迎えられる社会づくり、循環する地域経済の実現に向け、次の2点を提言します。

(1) 福祉・介護人材確保に向けた中長期の戦略策定

福祉・介護分野の人材確保策について、将来予測と地域性に基づく方策を県が主体となり策定し、官民連携・協働により計画的に推進することを提言します。

(2) 福祉・介護事業者の知恵と工夫の集積とコンサルティング体制づくり

中長期の戦略に基づく実効性ある事業を実施するために、その中核を担う県福祉人材センターにおいて、福祉・介護事業者における人材確保の好事例・実践の集積と発信に加え、人材確保に関するコンサルティング等が可能となるよう、県福祉人材センターの体制強化を提言します。

※出所：リクルートワークス研究所「未来予測 2040 労働供給制約社会がやってくる」

2. 物価高騰と賃上げに連動した処遇改善及び報酬改定

過去30年経験したことのない物価高騰・賃金上昇を受け、令和6年度報酬改定により介護分野は平均1.59、障害福祉分野は平均1.12のプラス改定となり、さらに処遇改善加算の一本化と法人裁量の拡大といった、県経営協が提言してきた事項の一定の成果がありました。県から国への働きかけについて、感謝申し上げます。

令和6年度の報酬改定等を受けた経営状況の把握と検証は次年度に実施することになりますが、現段階で社会福祉法人の経営状況を見ると、赤字法人が35.7%、介護分野では45.8%（独立行政法人福祉医療機構「2022年度社会福祉法人の経営状況について」）に上り、全国経営協の独自調査では介護分野の51.3%が赤字という結果になりました（2023年10月調査）。

また、処遇改善については、新たな経済対策で月額6千円の処遇改善が図られたものの、令和6年の春闘で再度賃金アップとなったことから、全産業平均賃金と介護分野の職員平均賃金は月額6.9万円の格差が生じる試算となっています。

つきましては、県として、福祉従事者に対する賃金格差の拡大と物価高騰による負担増に対し、令和6年度中に追加補助金にて対応するよう国への緊急要望をお願いします。

3. 兵庫県災害福祉広域支援ネットワークの機能発揮に向けた協議とルール化

平成29年に、県が「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱」を作成し、大規模災害時に兵庫県内で福祉施設等が相互協力できる体制づくりに着手されています。

今後、南海トラフによる被災を想定すると、このネットワークはなくてはならないものとして、県経営協でも認識しています。

しかし、同ネットワークが機能するための発災時における構成団体の役割分担や情報共有の方法について、具体的な内容は定まっていない状況です。

このたびの能登半島地震においても、初動段階からの迅速かつ定期的な情報共有により、各団体が連携した支援、あるいは支援の受け入れ体制づくりを図ることが不可欠であることがみえてきました。

同ネットワークに基づき、まずは災害時の構成団体の役割と必要な情報が迅速に共有される体制について、早急にネットワーク構成団体と協議をすすめ、役割分担と情報共有の方法のルール化を図ることを提言します。

4. 認定就労訓練事業所への支援の強化

平成 27 年度に生活困窮者自立支援制度の開始とあわせて就労訓練事業が導入されています。しかし、認定事業所数と利用実績は全体的に低調で、兵庫県においては 40 の認定事業所、令和 4 年度の県所管認定事業所の利用は 8 件にとどまっています。

県経営協としては、社会的に孤立しがちな生活困窮者、ひきこもりの方や障がいのある方々が活躍できる地域共生社会づくりを目指し、会員法人に対し認定促進をすすめてきました。

地域共生社会の実現にあわせて、地域における人手不足の解消に向けても、今後は認定就労訓練事業所の裾野を増やし、この仕組みが活用される体制をつくる必要があります。

このため、以下 3 点を提言します。

- (1) 認定就労訓練事業の主管部局と商工労働部局との連携による認定事業所の拡大
- (2) 自立相談支援機関職員や自治体の就労支援担当者が相談者を認定事業所につなげるプロセス（フロー）の構築
- (3) 認定就労訓練事業所の受入れにより就労や社会参加につながった好事例の収集・発信

高齢者福祉団体

【兵庫県老人福祉事業協会】

1. 物価高騰等に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について

介護報酬は、国の定める公的価格であり、収入に限りがある一方、長引く物価高騰や人件費の上昇により、高齢者福祉・介護施設等の運営は、収益が悪化の一途をたどり、事業者の経営努力だけでは対応が困難な状況にあります。

昨年度、本会が会員事業所に実施した調査では、特養の44.4%（令和4年度34.9%）、デイサービスの53.9%（48.4%）が赤字であり、物価高騰に伴う経費の増加が年900万円（令和4年度720万円）と赤字事業所、経費ともに拡大している状況にあります。

県においては、令和5年3月に国が示した「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」策を踏まえ、6月補正予算に続き、12月補正予算に原油価格・物価高騰対策一時支援金を計上し支援いただいたところですが、本会の調査では、支援金の受給状況は約118万円となっており、事業所負担額900万円の13%にすぎません。

既に大幅な値上げとなった電気料金、ガス料金、灯油料金に加え、給食費、おむつ代の値上げも予想されますが、この影響を利用料への転嫁やサービス低下によって吸収することもできず、もはや施設の安定運営に大きな支障を生じています。

つきましては、大変厳しい経営環境にある高齢者福祉・介護施設等の現状をご賢察いただき、引き続きの支援策を講じていただくとともに、実態に見合った支援となるよう支援内容の拡充を図っていただくようお願いします。

また、本会が令和5年度に行った調査（令和4年度実績）では、11市町が当該支援金事業を実施しておらず、令和5年度は未実施市町がさらに増加の傾向にあります。

つきましては、県においては、これら市町に対し助成事業の実施を助言いただくよう、併せてお願いします。

<未実施市町：令和4年度本協会調べ>

相生市、加古川市、三木市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町、上郡町、新温泉町

2. 介護人材確保対策への支援について

介護現場では恒常的な人材不足が続く中、処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員処遇改善支援補助金等介護職員に対する度重なる処遇改善が実施され、各事業所ではこれらを安定財源として人材確保に活用していますが、依然として他の産業界における平均給与額より安い状況が続いています。

令和6年度診療報酬改定は、全体で1.59%、このうち介護職員の処遇改善分は0.98%のプラス改定が実現しましたが、今年の春闘を通じて賃上げの動きは一層加速し、令和6年度の賃上げ率は平均で5.24%、中小企業でも4.69%と、他の産業界との格差は拡大傾向にあり、高齢者福祉・介護施設等においても更なる賃上げを実施しなければ、人材の確保が一層困難となり、事業継続が脅かされることが懸念されます。

つきましては、このような福祉現場における介護人材確保の厳しい現状をご賢察いただくとともに、介護職員をはじめ多くの職種が連携して利用者ケアを行っていることを再評価いただき、介護の仕事の魅力発信、職員のキャリアアップ、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備等への支援に加え、介護ロボットの導入等 ICT 化への助成、介護職員の公営住宅への優先的入居と賃借料の減免等、より充実した処遇改善の実施による介護人材の確保に向けた総合的な支援をお願いします。

【兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会】

1. 地域包括支援センターの専門職確保及び処遇改善に資するための、必要かつ十分な財源措置の市町への指導・助言

近年、国においては介護人材の確保に向けて介護報酬改定による累次の処遇改善等により様々な改善が図られているところですが、委託型の地域包括支援センターにおいては人件費を含む委託費が据え置かれている市町があります。とりわけ地域包括支援センターにおいては、専門性の高い保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の確保に苦慮しており、適切な職員体制を整備するためには処遇改善につながる委託費の増額が特に重要です。

兵庫県老人福祉計画（第9期介護保険事業支援計画）において、県は「市町が支援センター業務を社会福祉法人等に委託する場合は、適切な業務を推進できるよう市町において必要かつ十分な財源措置を講じるよう働きかけます。」としていること、また、「地域包括支援センター機能強化会議を開催し、支援センターの現状・課題分析のための調査を元に、現場の課題を抽出して必要な支援策の検討を行います。また、支援センターの機能を充実させるための人員確保、体制整備、運営・評価方法等について情報提供や個別の助言等を行い、市町の取組を支援します。」としていることから、地域包括支援センターへの委託費の実態を調査したうえで地域包括支援センター機能強化会議で協議を行い、地域包括支援センターの専門職確保及び処遇改善に資するための財源措置を講じるよう市町へ指導・助言することを提言します。

2. 介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所の拡充に向けた新規施策の実施

県内の居宅介護支援事業所を対象にした「介護支援専門員に関する実態調査結果」（令和5年実施）によると、人員不足によりサービス提供を断ったことがある事業所は50.4%と過半数を超え、今後断る可能性がある事業所を含めると70.2%に上る状況となっています。このように多くの居宅介護支援事業所において人員不足によるサービス提供への負の影響が見込まれる中、各市町において地域包括支援センターの負担軽減のために「居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象の拡大」を図ることは極めて難しい状況にあるといえます。

そのため、各市町の居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けるには、地域の実情に応じて介護支援専門員を確保し、安定的・継続的に経営できる環境を整備する必要があります。

については、兵庫県と市町が協働し、介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所が拡充できるよう新たな施策を講じることを提言します。

【兵庫県ホームヘルプ事業者協議会】

1. 訪問介護サービスの継続に向けた支援体制の強化

重症化リスクの高い利用者への訪問があるため、訪問介護事業所ではコロナ5類移行後も感染対策を徹底しながら、利用者の自宅での生活支援サービスを提供しています。

またコロナウイルスに限らず、インフルエンザやノロウイルス等の感染症もあり、訪問介護員は常に危険と隣り合わせの状況で、訪問時は感染予防対策を徹底してサービス継続しています。

このことを踏まえ、既存の施策等に加え、訪問介護事業所が働きやすい環境となるよう、フォローアップ体制強化事業（陽性者へのサービス提供に対する協力金）、サービス継続支援事業（かかり増し費用の支援）等の補助金を再開することを提言します。

2. 訪問介護員の人材確保について

訪問介護員の人材不足と高齢化は年々厳しさを増しています。各事業所においては人材確保に向けて試行錯誤を繰り返していますが、デイサービスや特養等の施設介護に比べ、訪問介護員を希望する職員は非常に少なく、人材確保が困難な状況です。2022年度時点での訪問介護員の有効求人倍率は15.53倍で、コロナ禍に15倍を超えて以降、その水準で高止まりしている状況です。施設介護員が3.79倍、全職種では1.31倍であるのに比較しても、その水準はあまりにも高いのが実情です。

訪問介護員は一人で利用者宅を訪問するため、訪問介護員になる若年層がほとんどおらず、60代～70代が現場を支えているのが実情です。また言語の違いもあり、外国人人材の確保も事業所側の負担をかえって大きくしてしまいます。

このままでは、サービス需要に対応できなくなる介護崩壊も懸念され、訪問介護サービス事業の継続を揺るがす事態となっています。

上記のことを踏まえ、既存の施策等に加えた対策について提言します。

- (1) 訪問介護が利用者と一対一で向き合いながら利用者の生活を守るために取り組む魅力的な仕事であることを、介護と一括りにせず訪問介護に特化した内容で積極的に発信して人材確保に努めること
- (2) 「安全確保・離職防止策のための補助事業（2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助）」について、全県的に実施できるよう取り組むとともに、要件を緩和し、OJTの機会にもその補助を活用できるようにすること

障害者福祉団体

【兵庫県身体障害者支援施設協議会】

1. 通所事業生活介護において提供する入浴支援加算について

令和6年度の報酬改定において、生活介護では「医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者」に対して、入浴サービスを提供した場合に算定される「入浴支援加算」が新設されました。

しかし、その算定対象は限定的であるため、対象となる利用者を拡充するよう改めていただきたいと考えます。

障害者支援施設で行う生活介護とは区別されるべきで、介護保険サービスの通所介護と同様に入浴サービスを提供する利用者には、一律に「入浴支援加算」を算定できるようにしていただきたいです。特に機械浴でのサービス提供は、医療的ケア等がなくとも体動が激しい等、特別の配慮が必要であり、人員も多く必要とするため、最低でも区分5及び6の利用者（機械浴）は一律に対象にしていただきたいと考えます。

2. リハビリ職の配置数に応じた加算の新設について

利用者の高齢化や障害の重度化により心身機能の低下に対して、ADLの維持やQOLの向上に向けたリハビリテーションは以前よりも需要が増えています。施設独自でセラピストを配置して取り組んでいる場合が多いと思いますが、利用者の自立した生活等を考えた場合、常勤の理学療法士や作業療法士の配置数に応じた加算の新設について提言します。

【兵庫県知的障害者施設協会】

1. 高齢障害者の支援の在り方について（65歳以降の個々の状況に応じた障害福祉サービスの支給）

65歳を超えた重度利用者が引き続き生活介護を継続利用したくても、高齢介護に同様扱いとされるデイサービスがあるため、利用が叶わない事例があります。そのため高齢介護で障害特性に応じた支援を受けることが難しいことや利用者の強い要望から、就労意欲や能力を問わず介護保険サービスにはない就労継続B型の支援を受けざるを得ない状況が各市町で起こっています。

厚生労働省は原則介護保険優先としつつ、「一律に介護保険サービスを優先させることなく、個々の状況に応じて支給決定がなされるよう」という通達を市町村に出しており、運用での解決を図っていますが、県内でも各市町によって運用や取り扱いに大きく差がある状況となっています。介護保険との併用も含め障害福祉サービスを提供している自治体もあれば、依然介護保険優先の原則を守り例外なくルールとして一切認められないところもあるため、地域ごとの格差・不利益が起こらないよう「個々の状況に応じた支給決定」をより県内全ての自治体で明確に取り扱っていただきたいと考えます。

2. 障害者就労支援のネットワークづくりに向けて

当協会では、生産活動・就労支援部会が中心となり障害者の就労について、取り組んでいます。

就労支援については多様な形態で多様な団体が取り組んでいるため、情報共有のためのネットワーク作りを目標に研修会等に取り組んでいます。その中でも、障害者雇用代行ビジネスが登場し、全国的に注目を集めており、障害者の雇用率の段階的引き上げにより、さらに参入が進んでいくと思われまます。

この先のネットワーク作りに向けて、障害福祉の担当課の協力をお願いします。特に障害者雇用代行ビジネスを含めた、障害者就労の事業、団体等の情報についての把握、情報提供及び研修会等の開催に向けての意見交換の場の設置をお願いします。

3. 計画相談支援事業所で働く、相談支援専門員の事務的負担軽減に向けて

計画相談を担う相談支援専門員の量的不足が、質的向上の足かせになっているように感じています。

また、更新プランやモニタリング報告書を作成し提出を目指す一方で、モニタリング等の設定月のない利用者や家族、サービス事業所からの相談等にも応じ、時にその対応を行うことで設定月とされる利用者の更新やモニタリングの実施にしわ寄せが起きることが県下のあらゆる相談支援事業所で起きています。

ただ、人の確保は福祉業界だけでなく、社会的な課題になっており、量的不足のカバーは解決が非常に難しい課題でもあります。となると、相談支援専門員が担う役割（特に事務的業務）を減じていくことが、今できる現実的な量的不足への対応になると考えられます。

県下の各市町で様々な工夫がなされていますが、そうした実践を集約し、事務的業務の負担軽減策（例えばモニタリング報告書の提出方法の見直し等）を真剣に考えるためのイニシアチブをとっていただくよう希望します。

4. 強度行動障害に関する支援体制の拡充

令和4年度から兵庫県が強度行動障害スーパーバイザー養成事業をスタートさせ、最終年度の3年目となりました。昨年度末には、3期目の拠点事業所を公募したところ、公募予定以上の応募があり、この事業への関心の高さが伺えました。第1期生は、スーパーバイザー認定に向けて、インターンシップ等の最終プログラムに取り組んでいます。今年度も、事業の進捗や成果について、兵庫県と本協会との定期的な会議を継続していただき、この事業の完了後についてもご検討していただきたいと考えます。

5. マイナンバーカード取得に向けた支援

マイナンバーカードについては依然取得が推奨され出張申請手続き等も進んでいますが、施設利用者等については別途特例措置が必要と考えます。具体的には、保管方法と取り扱い方法（通院で使用する場合、支援員が所持しても良いのか等）について、不安の声が大変多く聞かれます。これらを明確にして頂き、同時に利用者本人や家族に対しても広く周知していただきたいと考えます。

6. 障害支援区分の認定調査に係る判断

区分調査時、単に表面的な状態だけを見て、調査時に利用者本人が安定しているのは、「入念な支援が日々行われているからこそ落ち着いている」という本来の支援の必要性の部分が加味されていない場合があるように見受けられます。どの調査員が判定しても、支援度や介入度の高低等の部分をしっかりと見極めて判断いただきたいと考えます。

【兵庫県身体障害者福祉協会】

1. 地域社会と連携した障害者の社会参加と障害者団体の充実支援

障害者の社会参加を促進し、障害者福祉の充実・向上に取り組む障害者団体の役割は極めて大きいものがあります。

しかしながらその活動実績や貢献度の大きさにもかかわらず、近年は会員数の減少や高齢化、役員のみならず手不足等により活動を続けることが困難となる団体もあり、組織の維持・活性化に向けた支援が不可欠となっています。

このため、地域住民が障害の有無にかかわらず、共に楽しめるスポーツ・文化活動の機会創出と県民への周知活動をさらに充実願います。

また、障害者団体の活動の維持・充実を図るための経済支援として、ア) 障害者団体設置自販機の公共施設等への優先設置許可及び目的外使用料の減免措置、イ) 庁舎の建て替え等整備時における自動販売機の設置について、障害者団体を優先的に取扱うよう積極的に検討願います。

さらに、県補助事業等を効果的に実施するため、所要額等を適正に見積もり、障害者団体が充実した事業を実施できる予算額を確保願います。

2. 要支援者名簿の地域への提供等、災害時の身体障害者支援や連絡等の周知・徹底

南海トラフ地震等、大規模自然災害の発生が懸念される中、発災時に障害者をはじめとする避難行動要支援者が取り残されることのないよう、体制整備に向けた平時からの支援と配慮が強く望まれます。

このため、県ひょうご防災減災推進条例を踏まえ、県下全市町における「避難行動要支援者名簿に関する条例」の早期制定を促すとともに、市町や地域が実効性の高い個別避難計画を策定し、自主防災組織や近隣住民による充実した支援体制が構築されるよう一層の尽力を要望します。

3. 障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組等

(1) バリアフリー法は車いす使用者に配慮した駐車施設の設置を義務付けています。

また、多くの自治体ではパーキング・パーミット制度を導入し、特に兵庫県では「ゆずりあい駐車場制度」としての普及に努め、利用対象者にとって利便性の高い制度となっています。しかしながら、健常者による不適切な利用や利用者の認識不足等により、幅の広い駐車区画を必要とする車いす常用者等の身体障害者が

駐車できない等の問題が生じています。

このため、「車いす使用者用駐車施設」の分離設置や適正利用の推進、駐車場制度への正しい理解を広げるための普及啓発を一層進めるよう要望します。

また、「ゆずりあい駐車場」の利用形態に応じ、例えば車いす使用者、身体障害者、妊産婦及びベビーカー利用者の区画の分離を検討願います。

(2) 甲子園球場等の大規模スポーツ観覧施設や劇場等の観覧席について、車いす使用者が利用できる区画数を現行の「福祉のまちづくり条例」の最低基準を超えて充実させるよう取り組んでください。

4. 改正障害者差別解消法施行を受けた心のバリアフリー等の一層の推進

誰もが暮らしやすい共生社会を構築するため、①障害の社会モデル、②差別の禁止と合理的配慮、③想像と共感の3要素の理解を踏まえた「心のバリアフリー」の実現を目ざした取組が進められています。また、令和6年4月には民間事業者にも障害者に合理的配慮の提供を義務付ける等、改正「障害者差別解消法」が施行されたところです。

については、改正法の趣旨や具体的な対応事例等を広く県民に周知する等、より効果的、実践的な啓発・啓蒙を実施するよう要望します。

また、障害者とその家族が地域に真に溶け込み、地域の一員として自分らしい暮らしを安心して送れるよう、市町、地域包括支援センター、社協、障害者団体、そして障害者相談員が連携し活動できる体制づくりを市町とともに構築するよう要望します。

5. 障害者の社会生活の支援

障害者の所得は「年金収入」と「労働収入」に大別されますが、社会生活を送るのに十分とは言い難い状況にあります。

このため、とりわけ就労が困難で、「年金収入」以外の経済的支援が不可欠である重度障害者を含め、障害者が地域で自立した生活を送れる所得保障に向け、更なる自立支援・就職支援に尽力願います。

また、身体障害者の自立促進と社会生活の安定を図るため、身体障害者更生資金特別貸付事業の貸付限度額、貸付利率を見直す等、一層の利用促進策を検討願います。

【兵庫県手をつなぐ育成会】

1. 障害者グループホームの質の向上について

障害者が地域で共同生活するグループホームを巡って、福祉経験が少ない事業者の参入で質が低下していると指摘されていることから、厚生労働省は令和6年4月から運営事業者に対して、外部の目を入れるための会議の設置を努力義務化することになりました。

この「地域連携推進会議」は利用者やその家族、地域の住民、障害福祉に関する有識者等で構成され、障害者の日常生活の様子や支援の内容、運営状況等について報告したり助言を受けたりするほか、年に1回以上は会議の構成員がグループホームを訪

ねて暮らしの状況を見学する機会を設けることも求められます。また、今年度は努力義務、来年度からは義務化される予定です。

グループホームは障害者の大切な生活の場です。この会議が有効に機能するよう適切な指導をお願いします。

2. 障害福祉制度と介護保険制度の適用について

兵庫県手をつなぐ育成会では、令和5年度から理事長及び副理事長が講師となって行う「出前研修会」を実施しています。この研修会は「考えてみませんか、子どもの将来」をテーマに、お金について考えるコース1、福祉サービスについて考えるコース2、親なきあとのそなえについて考えるコース3の3つのコースから各地区に選んでもらって実施しています。このコース2で特に対策が必要だと考えさせられるのが、障害福祉制度と介護保険制度との関係についてです。参加者は十分な情報も知識も得ておらず、心配ばかりが先行しています。

そこで、各市町に対して高齢障害者への正しい広報と相談窓口の設置を指導していただき、安心して65歳を迎えられるようお願いいたします。

3. 地域生活支援事業の市町格差の是正について

障害福祉サービスは「障害福祉サービス」と、市町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、市町の創意工夫次第で、利用者にとって使い勝手が良いものになりますが、各市町の当事者の声に耳を傾け、工夫・改善する姿勢の有無等で大きな差になっています。

例えば、各市町の移動支援事業実施状況（実態調査（厚生労働省）令和4年度）を見てみると個別支援型（40市町）、グループ支援型（6市町）、車両移送型（4市町）、その他（1市）となっており、3つの型を実施している市町は3市町、2つの型を実施している市町は4市町となっています。

住む場所によって、利用できるサービスに大きな差が生じないように、引き続き、県の適切な指導・助言をお願いします。

【兵庫県視覚障害者福祉協会】

1. 市町の福祉担当窓口における、中途視覚障害者への相談・支援先の紹介

中途視覚障害者の多くは、眼科で病名を告知され、その説明を受けて初めて、事態の重大さに驚き、予備知識もないため取るべき行動がわからず、途方に暮れてしまうのが一般的です。

視覚に障害を持つと、①1人で目的地に行くことができない、②日常の基本動作が困難になる、③文字処理ができなくなる等、生活が一変し、心理的にも不安定な状態に陥り、家にひきこもってしまうことも少なくありません。

困難な課題を克服し、その後の人生設計をしていくために、早い段階で支援先と出会えることが重要です。

身体障害者手帳交付の際に渡す福祉のしおりの中に相談・支援先が書かれていますが、本人は視覚に障害があるため読むことが困難です。

「(相談・支援先に)一度お話してみてもいいですか」等の声掛けをしていただくことが、その後の中途視覚障害者の生活の質の向上を図るために大いに役立ちます。

そのため、以下のことを提言します。

(1) 市町の窓口で中途視覚障害者に障がい者手帳を渡す際、書面に加え、必ず口頭で相談・支援先を紹介し、確実に相談・支援先につながるよう、市町に働きかけること。(相談・支援先例:身体障害者相談員【視覚】、相談支援専門員、視覚障害者協会、視覚リハビリテーション専門機関、視覚特別支援学校等)

2. 歩車分離式信号への、音響式歩行者誘導付加装置(歩行者青信号の初頭を音で知らせる装置)の設置の推進

交差点で全方向の車を止めて歩行者を優先的に横断させる「歩車分離式信号」は、一般的な交差点より事故の危険性が低くなります。

しかし、視覚障害者は、音響信号機ではない交差点(音響信号機であっても、夜間等で鳴動していない交差点)では、車が動き出すエンジン音を頼りに信号の変化を判断します。車側の信号が青になり車が動き出せば、歩行者側も青信号になったと勘違いしやすいため、歩車分離式だと知っていなければ、かえって危険な交差点となります。

常に音の出ている音響信号機は、周囲への騒音の影響もあり設置が進んでいませんが、歩行者青信号の初頭をチャイムや音声(「信号が青になりました」)で知らせる「音響式歩行者誘導付加装置」であれば、音響を鳴動させることが困難な時間帯や場所にあっても、設置しやすいと思われます。

令和6年3月26日の警視庁丁規発第52号「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について」の「4 設置場所」の視覚障害者用付加装置を優先的に設置すべき場所にも、「歩車分離制御方式のうちスクランブル方式及び歩行者専用現示方式の信号交差点」とされていることから、積極的に整備を進めていただくよう要望します。

3. 主要幹線道路が交わる交差点の横断歩道及び視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道への、エスコートゾーンの設置推進

「エスコートゾーン」とは、横断歩道中央部に触覚マーカ―(突起体)を敷設した設備で、視覚障害者が足や白い杖で触覚マーカ―を確認しながら横断することで、安全に渡りきることができるよう支援するためのものです。

視覚障害者は、音響信号の音源や、横断する人の流れ等をたよりに、進む方向を確認しながら横断歩道を渡ります。

しかし、音響信号でない信号や、人の流れが少ない時、雨天時等、進む方向がつかみにくい場合もあります。そんな時は、渡りきった場所が少しずれていて、街路樹や電柱にぶつかってしまうこともよくあります。

駅・役所・視覚障害者団体等が在る施設・病院等、視覚障害者が日常何度も行くような施設の周辺では、視覚障害者が白杖で一人で歩く機会が多くあり、このような問題がよく起こります。

また、主要幹線道路が交わる交差点では、歩行者側の信号が青になり横断歩道をわたっている間、その横を車がビュンビュン走っていくこととなり、視覚障害者が横断する際、大変怖い思いをしています。

そのため、①主要幹線道路が交わる交差点の横断歩道、②視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺等、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道に、エスコートゾーンを設置していただくよう、要望いたします。

4. 地域生活支援事業における日常生活用具等事業の指針の策定

「日常生活用具給付等事業」は各市町が実施主体となって運用されているため、品目に差異、運用に条件をつける等、市町により取扱いに地域格差が生じています。

こうした中、例えば鳥取県ではスマートフォンやタブレット等の ICT 機器に対する購入助成、また岐阜県は「ニュー福祉機器助成事業」という名目で、ICT 機器をはじめ音声家電や健康管理用具等、新しく開発された用具を対象とする、県独自の日常生活用具購入助成制度を実施し、市町での取組を積極的に推進しています。

これらの機器類は視覚障害者の QOL を高めることに大変役立つものとして協会では考えていますが、現状県内では、日常生活用具として認められている市町が少ない、また、世帯要件が妨げとなって購入できない等、地域格差が生じています。

つきましては、他県の事例を参考に兵庫県としての指針を策定いただき、各市町へ働きかけていただきたく要望いたします。

5. 代読・代筆支援の実施

現在、地域生活支援事業の意思疎通支援事業において、視覚障害者への代読・代筆に特化したサービス提供がされておらず、現状、同行援護従業者が外出先で、または居宅介護・家事援助の一環として家庭内で、代読・代筆支援が行われるにとどまっています。

しかし、公的な連絡事項等を中心に書面での発信や提出を求められるケースも多く、代読・代筆サービスの提供が強く求められています。

令和 6 年 3 月に行われた市町担当課長会議で、意思疎通支援事業の必要性について当協会からお話させていただきましたが、当協会では単独支援としてのサービス提供が非常に重要であると考えていますので、引き続き市町へ働きかけていただくことを要望します。

【兵庫県精神福祉家族会連合会】

1. 精神保健に関する相談支援システム強化による予防対策の強化について

精神保健福祉法の改正が令和 4 年 12 月に行われましたが、令和 6 年 4 月より完全施行となります。兵庫県においても相談支援事業は精神障害者のほか精神保健に課題

を抱えている者も含まれ対象が拡大されます。メンタルケアに不調をきたしている人は、言わば精神障害者の予備軍と言えます。予防対策を強化することで、重篤にならずに済むことは個々の人生においても大変意義あることであり、且つ、医療費の軽減にもつながります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基盤整備の役割を強化するために、県、市町において人員配置、人材育成の具体的方法を予算化し進めることを提言いたします。

2. 小、中学校の義務教育におけるメンタルに不調を起こした時の早期発見・早期治療の必要性と精神障害者の正しい理解のための知識の習得について

精神障害の理解を深めるために 2022 年から高校の保健体育の教科書にも載り、語り部としての当事者、家族の体験を広く伝えることを提案しているところですが、加えて、日本の患者調査では既に 615 万人(令和 2 年調査)を超えており、予防対策の必要性が増しています。早期発見早期治療に繋がるようにするためには、義務教育の時期から誰もが気を付けなければならない健康問題として、すべての子どもを対象としたストレスチェック等の取組を提言いたします。

3. 精神障害を身内に持つ家族の負担軽減に関する調査の実態について

障害者に関する様々な福祉サービス(訪問系、施設系)は、大幅に進んできていますが、家族に対する支援については目に見える施策は乏しいと言えます。家族は 24 時間 365 日介護者として心身ともに慢性疲労を抱えています。家族に対してのケアは家族同士の自助のみならず、福祉施策として確立することで、身内の患者、障害者との円滑な関係性を保ち、そのことが即ち、患者、障害者のケアに繋がる重要な人的社会資源ととらえています。

家族が望む負担軽減になる施策について幅広い観点から拾い上げていただくことを提言いたします。

【兵庫県社会就労センター協議会】

1. 優先調達のさらなる普及と拡大

令和 4 年度都道府県別決算では、兵庫県は全国で 5 番目の規模であるが、優先調達額については全国で 16 番目であり、決算額比率では 44 番目となる。調達額の多い府県の取組を研究、検証する等をし、優先発注の件数及び発注額の増加をより推進して頂きたい。

また優先調達を拡大していくため、共同受注窓口組織と連携を深めると共に、窓口組織の円滑かつ安定的な運営確保のため、共同受注窓口組織を地域生活支援事業の必須事業への位置付けることを国に対して継続して働きかけて頂きたい。

2. 福祉人材確保・定着の取組

令和 4 年度の全職業の平均有効求人倍率は 1.31 倍で福祉分野は 4.15 倍である。兵庫県の福祉分野倍率は、8.34 倍であり、全国で 7 番目の高さである。福祉分野を支え

る人材確保や定着について、対策は急務である。対策として、早期退職者等のシニア世代や外国人人材を活用・確保に力を入れる新たな施策を検討して頂きたい。例えば福祉分野への再就職に向けた就職面接会の開催や福祉事業者が全産業型の就職面接会に参加する費用の助成、外国人人材導入の際の補助金の創出等を検討して頂きたい。

3. 就業・生活支援センターの生活支援の充実

国で検討されている「加齢に伴う雇用と福祉サービス利用」や、「就労選択支援」が開始されること、「就労定着支援」における事業所数の伸び悩み等の影響から、障害者就業・生活支援センターにおける役割が拡大する傾向にある地域があります。障害者の継続した雇用を支えるためには、就労面及び生活面における支援が必要であり、特に働く上で必須である様々な生活に関わる支援を継続することが重要になることから、生活支援を充実させるための人員確保に対する予算措置に配慮して頂きたい。

4. 地場産業と福祉事業所との協業や事業継承の推進

人口減少が進む中、兵庫県の多くの地場産業を継続して行くため、また就労継続支援 A 型・B 型事業所の平均給与や平均工賃増加のためにも、障害者が地場産業等の担い手となれるように、共同で事業を行うための斡旋や、事業継承等のマッチングが必要である。このため各担当課と関係団体等の検討会等を実施して、具体的な取組に向けた場やきっかけを創出して頂きたい。

【きょうされん兵庫支部】

1. 令和 6 年度報酬改定について

令和 6 年度の報酬改定により生活介護が時間割制度となり、もっとも大きな影響を受ける内容になっています。特に精神障害者等や盲ろう者の利用時間は障害特性から短時間の利用が多いため大幅な減額が予想されます。

また交通の便が悪い地域や重度身体障害のある人には、送迎が必要で送迎時間が長くなります。その時間が利用時間に含まれず、時間ごとの報酬となることにより、生活介護事業そのものの減額に加え、障害特性や地域により大幅な減収が予想されます。経営の努力や工夫で対応できる範囲を超えています。

国は「配慮措置を講じる」と出していますが、兵庫県として報酬改定が施行された後の運営費の影響や、利用者の利用実績、新たに生じた課題といった実態調査を行い、その上で県としても国に代わる配慮措置を検討してください。

2. 人材確保・人材育成について

全業種にも言えますが特に福祉業界においては、慢性的、かつ深刻な人材不足の影響を大きく受けています。障害当事者のニーズや、家族の介護負担の軽減の為、福祉サービスが必要ですが、人材不足の影響によりサービスを受けることが出来ません。その為、利用者のニーズや要望に応えることができず、家族への負担が増えています。また、福祉分野の低賃金、長時間勤務による労働実態から人材確保が非常に厳しいの

が現状です。

兵庫県としても人材確保に繋がる県単独の報酬加算の創設、人材育成に繋がるスキルアップや資格取得研修等の充実に繋がるよう検討してください。

3. サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修について

現在兵庫県ではサービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修を受講したくても人数に限りがあり、受講することができません。しかし退職等でサービス管理責任者・児童発達管理責任者がいなくなると、事業所の大幅な減収となり、運営ができなくなります。その事からも研修を希望する者が受講できるように定員や回数を増やしてください。

4. 旧優生保護法により不妊手術を強制された人たちへの賠償・救済

旧優生保護法被害の一時金の請求期限が2029年まで5年間延長されましたが、この1年で認定件数、相談件数、請求受付件数もほとんど増えていません。

兵庫県内の令和6年3月末時点の旧優生保護法被害の一時金の相談・認定状況は表のとおりとなっています。

今年の5月に兵庫の第1次原告の裁判が最高裁大法廷で争われ、7月3日、旧優生保護法は憲法に違反するとの判決が出て、国に賠償命令が出されました。

については、旧優生保護法の被害を受けた人たちを誰一人取り残すことなく救済するため、改めて、入所施設、精神科病院、各障害者団体への調査の実施を要望します。

なお、後を絶たない虐待と差別の根源である優生思想をなくす取組を、兵庫県としても、障害のある人や関係者と共に進めてください。

<参考> 令和6年3月末時点の旧優生保護法被害の一時金の相談・認定状況

区分	全国の件数	兵庫県内の件数（率）
相談件数	7, 715件	95件（1.2%）
請求受付件数	1, 316件	22件（1.6%）
支給認定件数	1, 102件	21件（1.9%）

5. 手話通訳者の派遣について

会議や研修会等、聴覚障がい者の情報保障のために、手話通訳者を配置することが多くなりました。しかし1回の手話通訳に2万円ほどの費用がかかり、情報保障をしたくてもできない状況があります。県として、情報保障のため、手話通訳費の補助を創設してください。

児童福祉団体

【兵庫県保育協会】

全国的な少子化に伴い、兵庫県内では都市部において待機児童の解消が進む中、都市部以外の地域では少子化が急激に進行し、既に定員割れが生じている保育所・認定こども園（以下「保育所等」という）も多くなっています。また児童数減少の実態に応じた定員への変更を拒む市町もある等、各施設の経営状況は大変厳しくなっています。

一方で、近年の国による保育士・保育教諭（以下「保育士」という）への処遇改善策によって一定の給与改善が図られてきているところですが、まだまだ全国の労働者の給与との格差がある等、さらなる処遇改善が求められています。残念ながら保育士は、こどもたちの命を預かる国家資格の職であるにもかかわらず、給与等の勤務条件がその職務にふさわしくないという負のイメージが定着しつつあります。そのイメージによって保育所等への就職を希望する者が施設の求める数に追いつかず、各施設では人材確保に大変苦慮しているところです。このまま保育士の労働環境の充実を怠ると、今後ますます人材確保が困難になると予想されます。そのため、保育士の確保のための処遇改善等が喫緊に求められているところではありますが、県内市町の財政は厳しく、大切な子どもに関する施策に大きな県内格差が生じてくることは否めません。

国においては令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月には「こども大綱」や「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されるとともに、「こども未来戦略」に基づいて「こども誰でも通園制度」等、保育所等が今以上に地域の中で必要とされる施設となるための施策が進められようとしています。

兵庫県においても「子育て安心県」実現のため、県独自の施策と県内市町の格差是正に向けた取組を進められるよう以下について要望します。

1. 兵庫県独自の民間保育所等職員の処遇改善の創設について

保育施設の円滑な事業運営を担保するためには、専門性を持ち、質の高い保育を行うことのできる保育士の定着が不可欠です。保育士の給与は、平成27年度以降処遇改善が進められていますが、いまだ民間の全産業平均賃金と比較して約5万円も低い状況にあります。本年度から実施されることとなった4・5歳児の配置基準の改善や、来年度以降に控えている1歳児の配置基準の改善に伴い、さらなる人材の確保が必要となっている中、人材不足を解消する一助となる保育所等、職員のさらなる給与水準の向上のための、兵庫県独自の新たな処遇改善事業の創設をぜひお願いいたします。

2. 人口減少地域における持続可能な保育提供のための支援について

少子化により保育需要が減少している地域では、利用定員を割って運営が難しくなっている保育所等が出てきており、このままでは保育機能のない地域が発生する例が生じかねません。子どもがいない地域は将来的に消滅していくことが危惧されることから、地域社会を今後も維持していくために必要なライフラインである保育所等をなくさないことが重要です。にもかかわらず、人口減少地域にある保育所等では、入所

児童の減少による収入の減、公定価格単価の低さ、保育士等の確保困難等が重なり運営を圧迫しており、所在する市町の財政規模が小さいこともあり、独自の補助金等の支援も期待できません。広大で多様な地域を擁する兵庫県として、このような県内市町の格差是正を図るためにも、新規採用保育士に対する人件費補助や保育補助者の活用、調理業務への支援等に対する補助金等、新たな人材確保支援策の実施を求めます。

3. 多機能化の取組への支援

子どもたちの未来を輝かしいものとするためには、「社会を切り開く力」の育成が重要であり、誰一人取り残さないという SDGs の取組を推進することがその実現を大きく後押しするものと考えます。地域において「誰一人取り残さない」ことを実現するために、子育てに関するノウハウを持った保育所等の多機能化等を推進し、「孤育て」を強いることのない社会を築いていくことが、今、地域社会から求められています。ついては、保育所等がその多機能性を発揮するための拠点となり、また、妊産婦や就学期の児童も含めた居場所づくりに取り組むための施設整備等に対して、乳幼児子育て応援事業がより現場で使いやすくなるよう、改善を進めていくことを要望いたします。

【兵庫県児童養護連絡協議会】

1. 人材確保の充実(非常勤職員の常勤換算化)

人材確保については、処遇改善等の対策を講じていただいておりますが、厳しい状況が続いており、基準通り常勤職員を配置することが難しくなっております。

児童養護施設では、早朝や夜間は処遇業務量が多くなります。そのため、人材確保が厳しい場合は、分割勤務等を行わざるを得ない状況になっております。

分割勤務を行うことで、職員への負担は増加し、人材確保にも影響をきたします。

複数の非常勤職員を勤務時間換算により常勤職員として認めていただければ、人材不足の解消の一助となります。検討をお願いいたします。

例) 週5日 4時間/日勤務の職員2名

4時間×2名×5日=40時間/週=常勤職員配置1名とみなす

2. 施設の小規模化、多機能化にともなう暫定定員の見直しについて

現在、児童養護施設は年間を通して90パーセント以上の入居者がなければ暫定定員となり、事務費が大きく減額されます。

しかし、施設の小規模化を進めると、まとまった退所者が出ると暫定定員になりやすくなります。また、優先課題である早期家庭復帰をより進めることが暫定定員につながります。

さらに、市町で進められている包括的な子育て支援において、ショートステイは大きな役割を担っています。そのため、その利用枠の確保が求められますが、それらは入所者数とは関係なく必要な社会資源であり、安定した経営基盤がなければ実施は困難となります。

そこで、暫定定員のあり方について、施設機能が維持できるよう見直しの検討をお願いいたします。また、ショートステイ児童の利用希望が多く、その利用を保障するためにも入所者数に計上できるように、検討をお願いいたします。

【兵庫県母子生活支援施設協議会】

1. 人員配置の拡充について

社会的養護を担う施設は、より支援の専門化、高度化が求められています。母子生活支援施設は他の社会的養護の施設と異なり母子がともに入所できる施設であり、入所の単位が人数ではなく世帯となります。定員 20 世帯の場合、2 人世帯でも 40 名、3 人世帯であれば 60 名の支援対象者が生活していることとなります。DV 被害を受けた世帯の入所が増加しており、母子ともに長く続いた支配、被支配関係からの脱却、また虐待によるトラウマの課題、養育環境におけるアタッチメントの課題を抱える利用者に対する支援が必要です。主たる支援の担い手である母子支援員・少年指導員が世帯に応じた配置となっており、他の社会的養護の施設と比べても相対的に配置基準が低い状況にあります。また、母子支援員、少年指導員の加算も暫定定員になると加配することができません。加配ができない場合は、受け入れ能力の低下を生じ、十分な支援を提供できない状況が生じます。職員の配置基準の引き上げについて国に提言し、県としても独自の加算、体制を検討していただくようお願いいたします。

2. 特定妊婦等の措置について

現在、第一子妊娠中の女性の母子生活支援施設利用については、一時保護としての利用はできますが、入所としては利用できません。施設を利用したい方は、近くに頼れる親族がない方ばかりです。母子生活支援施設では、初めての妊娠、出産を安心して迎えるために、居所の提供、生活支援、育児相談、ペアレントトレーニング、行政手続き支援、就労支援、また必要に応じて母子分離等の判断に寄与する情報の提供等の機能を有しており、知識と経験豊かな職員からの支援、社会資源と個をつなぐ支援を提供できます。

2009 年から 2019 年にかけて特定妊婦で登録されている数は 8000 人を超え、8 倍となっています。これらは特定妊婦、要保護児童対策地域協議会で把握されているだけで、相談することすら知らず孤立出産となり、乳児が遺棄される事件が各地で相次ぎ起こっています。特定妊婦が母子生活支援施設で措置できると、これらの悲しい事件の防止への取組の一端を担えと考えます。特定妊婦を含む、産前・産後支援の実施体制の構築に向けて、リーダーシップを発揮していただくようお願いいたします。

3. 暫定定員の見直しについて

母子生活支援施設では、毎年保護単価の設定が行われ、同時に定員の設定も行われます。定員の設定には 4 つの計算式に当てはめ、一番高い数字が出たものがその年度の定員となる形がとられています。母子生活支援施設は、入退所サイクルが短いこと、退所世帯があった後すぐに入所があるとは限らず、空室の状態が続きやすいこと、避

難世帯が居場所を特定されることがあり、急に退所しなければならなくなるような状況もあり得ること等、入所世帯数が安定しない状況があると感じています。

定員設定の計算式で出た数字がすべてではなく、暫定定員の設定に多少の融通を利かせられるような施策を検討していただくようお願いいたします。

【兵庫県乳児院連盟】

1. 一時保護児童の受入体制の充実について

個々の児童の状況に応じた適切な一時保護の実施に向けた受入体制の充実のために、一時保護実施特別加算費（一時保護専用棟）は、単独で夜勤体制を組める職員配置としてください。

2. 家庭支援専門相談員等の前歴換算について

多様なニーズに応じた個別的なケアの体制強化における人材確保に向けた財政支援の一つとして、前歴換算の対象職種に家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、心理療法担当職員を含めてください。

その他の福祉関係団体

【兵庫県更生施設連盟】

1. ほっとかナイト認定制度への認定依頼

兵庫県更生施設連盟には、長く地域に根差し、生活困窮者等を支援する救護施設が所属しております。現状、救護施設はセーフティーネット機能、緊急入所対応等を強みとしており、ほっとかへんネットが取り組む、制度の狭間、社会的孤立、横断的支援等、機能の重なりを感じています。救護施設が「ほっとかナイト」に認定されますよう、要件の検討をお願いしたい。

2. 保護施設通所事業の利用期間について

保護施設による通所事業の利用期間は、現行、「1年を最長とする一定期間に、効果測定等を実施し、引き続き利用が有効とされた場合は、事業効果の検証に基づき、利用を継続していくことを可能とする『更新性』」とされています。現状、保護施設通所事業を利用される方々は、本体事業（救護施設）入所後、地域へ自立された方が多く、保護施設通所事業利用の目的は、社会的孤立の予防や、地域生活で起こりうる各種コミュニケーション等の支援が主であり、利用者が通所できている状態であれば事業効果「有」と捉えています。その為、心身状況の著しい変化、生活環境の激変、通所不可状況等が無い限り、保護施設通所事業を継続的に利用できる体制を求めます。

【ひょうごセルフヘルプ支援センター】

1. ボランティア活動と同様の助成金の支給

活動期間、地域のニーズに対応した一定の要件を充たすボランティア活動については、各市町から、補助金および助成金が支給されていますが、セルフヘルプグループの活動については一部を除いて補助がありません。

セルフヘルプグループについても市民活動の一環として助成してください。

2. 小規模のセルフヘルプグループがネット社会で孤立しないようにコミュニケーション手段に習熟する講習会の開催支援

セルフヘルプグループには大きな組織体を成すものと5～6人で構成される小さな組織体のものがあります。前年度に当センターは当事者が孤立しないように、地域社会でのつながりを保持できるように、とコミュニケーション手段としてのスマホやパソコンに習熟するような研修会への補助を提言しました。

その回答はそうした入門講座を県内各地で実施しているし、スマホやパソコンに関する相談窓口を団体に委託して設置して、入門講座受講生へのフォローをしている、ということでした。これについては大いに評価するものですが、これらは大きな組織体への公的なサービスとして整備されているものといえます。一方、発達障害、不登

校、吃音、70 デシベル以下の障害認定のボーダーにある難聴といった制度上は未だ未整備の領域の生活困難を対象とする小規模のセルフヘルプグループに対しては公的なサービスはまだまだ未整備といえます。そして、ボーダーにある生きづらさを保有する当事者は少なくありません。当センターでは、2000 年に発足以来、後者を対象とするセルフヘルプグループの活動を重点的に支援してきました。

こうした当事者の交流にはインターネットによるものが極めて有効です。「誰も取り残されない」と標榜するなら、こうした小規模のセルフヘルプグループへの支援を改めて提言します。

【兵庫県社会福祉士会】

1. 小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤配置促進について

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW という）は、福祉的な視点で子どもや保護者と学校関係者を結び、ソーシャルワークの専門性を駆使して教員が対応に困っているケースの支援を具体的に進めていくことができます。

本会は、SSW の重要性に鑑み「SSW 養成研修」を開催し、現役 SSW の支援等にも関わっていますが、このような場で聞かれることは、「学校におけるソーシャルワークの有用性はまだまだ浸透しておらず、多くの小・中学校の SSW は「非常勤」採用で、SSW が十分に活動できているとは言えない」という声です。

SSW の勤務時間が増えれば SSW と学校関係者のコミュニケーションレベルも向上し、例えば不登校の背景にあるこどものいじめや、発達障害のあるこどもの支援不足、学力不振の背景にあったヤングケアラー状況等に対して、タイムリーな支援ができるでしょう。

単年度契約の「非常勤」採用ではなく、毎日複数年同じ学校に勤務する「常勤」の SSW がいれば、進級に伴う学習環境変化等にも必要な配慮を提供することが可能となり、生活課題を抱える子どもや保護者を切れ目なく支えることができるでしょう。小・中学校における SSW の常勤配置を促進してください。

2. こども家庭福祉現場への「こども家庭ソーシャルワーカー」配置推進について

現在、小・中学校にスクールソーシャルワーカー（以下、SSW という）が配置されています。SSW は、福祉的な視点から子ども・保護者や学校関係者に関わることができ、本会が関わっているヤングケアラー支援においても、学校関係者がもっと早く子どもやその家族の変化に気づき支援を始めていれば、重大な問題になることを防げたケースが多いと分析しています。問題を抱える小学生の多くは、小学校入学以前から自身や家族の問題に苦しみながら日々を過ごしていることが多いとの分析もあります。

子育て中の乳幼児の保護者については、関係する保育士や幼稚園教員を含む支援ネットワークを構築することが大切です。また、多子家庭の場合、保護者はそれぞれの学校や園で見せる顔が異なることもあります。それぞれの子どもの在籍する学校や園に、SSW や「こども家庭ソーシャルワーカー」が配属されることで、保護者とのコミュニケーションが進み、支援機関との連携が格段にスムーズになるはずで

これらから、SSWによるサポートは小・中学校にとどまらず、保育所や認定こども園でも高校等でも実施されるべきではないかを考えます。2024年度より「こども家庭ソーシャルワーカー」養成が始まりました。地域の社会資源とこども・保護者をつなぐ人材として、こどもの育つ環境に「こども家庭ソーシャルワーカー」を広く配置することを提言します。

【兵庫県介護福祉士会】

1. 介護人材の確保、在宅分野(訪問介護)の介護職雇用促進と事業所支援について

介護職員等の確保について、このたびの報酬改定ではヘルパーの賃上げを実施した事業所に対し、報酬を最大24.5%加算する処遇改善加算が設けられました。厚労省は、基本報酬が減っても加算分を受け取れるとしていますが、事業所の収入全体に対して加算する仕組みのため、基本報酬引き下げで減収になれば加算額もそれほど増えません。「賃上げどころか、雇用の維持も難しくなる」と疑問視しています。訪問介護員（ホームヘルパー）約15倍以上の求人倍率となっている状況です。

先駆的に地域包括ケアを進めていくためにも自治体独自でも確保できるよう事業所等の支援策を検討していただきたいと考えます。

また、燃料費や公共料金等の値上げにより事業所の負担は増すばかりです。報酬減により事業所の存続自体も危ぶまれています。地域で暮らせるのに訪問介護が受けることができなくなり、介護難民も出ることを危惧いたします。

2. 訪問介護事業所の報酬減に対して

基本報酬が2～3%減算されましたが、地域包括ケアの推進に向けて、高齢者賃貸住宅等の同一建物の居住者への訪問介護を在宅サービスに位置づけするのではなく、在宅訪問系と区別すべきだと考えます。

高齢者賃貸住宅等の外付けのサービスと、通常の訪問介護サービスでは移動にかかる時間やコストに大きな開きが出ます。通常の訪問介護サービスと分けや算定状況を変更してほしいですし、実態調査についても区別すべきあると思います。これらをしっかりと国にも挙げていただきたいと考えます。

3. 訪問介護員(ホームヘルパー)養成システムの構築と支援について

訪問介護事業所において、訪問介護の現場では資格が必要なため、訪問介護員（介護職員初任者研修）が養成できるシステムを構築することが重要です。

一定の要件（指導者等研修プログラム等）をクリアした事業所を指定して事業所で訪問介護員養成プログラム等を設け、実務経験を積みながら専門的なスキルや知識を習得できる体制を整えることが求められます。

また、現場での指導やマンツーマンでのサポートを充実させ、訪問介護員が安心して成長できる環境を整備することが必要です。

さらに、人件費の補助もできる体制等も整えていただきたいと考えます。

4. 在宅サービス(訪問介護)の事務員の配置と職場環境の改善について

在宅介護（訪問介護）の事業所には事務員の配置基準がありません。配置基準もないことから事務負担等だけでなく連絡体制や労働環境の問題解決やICT化等の妨げにもなっています。人員基準の見直しの検討をお願いします。

県独自に支援または配置基準を設けることで、介護現場の事務的サポートができ、職場環境の改善等につながります。介護職が働きやすくなるだけでなく今後の介護職員の不足を少しでも軽減することに繋がります。

5. 介護現場の業務等改善について

IT化やICT化と書類の簡素化だけでなく、実際の現場の負担や加算等の基準等の見直しを検討してください。加算が増えるごとに書類が増え実際の現場は簡素化されていません。行政への届け出等は簡素化されてきているようですが、直接介護の現場等は負担等が増えるばかりです。

また、業務の効率化や生産性だけを求めるだけでなく、利用者と関われる関係も大切にしてください。人を介護するということは、ただ困っていることやできないことだけにかかわるのではなく、人としても関わり、互いの人間関係の構築も大切です。介護現場の職員の定着の障害の要因でもあり介護職のやりがいをそぐものです。業務の中で増やすべき内容や加算があるとすれば利用者と職員が過ごし共に前を向いて取り組めるような業務（支援）内容も評価していただきたいと考えます。

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会**

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL：078-242-4633（代）

FAX：078-242-4153

メール：info@hyogo-wel.or.jp

ホームページ：http://www.hyogo-wel.or.jp/